

上越市	第2次	男	女
共	同	参	画
基	本	計	画

〈平成23年度～平成30年度〉  
後期改訂版

上 越 市

# 男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成 13 年 9 月 26 日

上 越 市

## “City of Equality between the Sexes” Proclamation

Seeking to enhance human dignity and character, as well as endeavoring to make our city one in which the human rights of men and women are respected across all generations and both sexes can participate equally in all aspects of society, we, the residents of Joetsu City, do hereby proclaim Joetsu a “City of Equality Between the Sexes.”

We aim to make Joetsu a city in which men and women respect each other’s human rights, and in which each and every person can live a vigorous and independent life in a manner of his/her own choosing.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can participate equally in politics and all other aspects of society.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can reconcile work and home life, cooperating as equal partners.

We aim to make Joetsu a city in which men and women can join together as citizens of the world to expand our community’s circle of friendship and peace around the globe.

Proclaimed on this, the 26th day of September 2001  
Joetsu City

# 男女が、互いの人権を尊重し あらゆる分野で平等に参画できる まちを目指して

上越市は、平成13年(2001年)9月に「男女共同参画都市宣言」を行い、平成14年(2002年)3月には「男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「男女共同参画基本計画」を策定し、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりを目指した取組を進めてまいりました。

平成23年度からは、平成30年度までの8年間を計画期間とした「第2次男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。この間、市民意識調査などにより、計画の前期と位置付けた平成26年度までの進捗状況や当市の現状を把握しながら、課題の分析を行ってまいりましたが、その結果を踏まえて計画の見直しを行い、「上越市第2次男女共同参画基本計画(後期改訂版)」を策定いたしました。

計画の見直しに当たっては、男性や子どもへの意識啓発、配偶者からの暴力防止や被害者支援など、計画の前期に盛り込んでいた取組を継承しつつ、上越市第6次総合計画に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現につなげるため、地域コミュニティや市民活動における女性の活躍に向けての啓発活動、企業等への「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現に向けたアプローチ、男女共同参画推進の拠点である「男女共同参画推進センター」の機能強化や関係団体との連携強化について、新たな視点や内容を加え、特に意識を持って取り組むことといたしました。

今後も本計画に基づき、市民のみなさんからのより一層のご理解ご協力をいただきながら、着実に施策・事業を展開してまいりたいと考えております。

結びに、計画改訂に当たり、ご検討いただいた上越市男女共同参画審議会の委員の皆様を始め、ご協力・ご尽力いただきました全ての皆様に、心から御礼申し上げます。

平成27年3月

上越市長 村山 秀幸

# INDEX

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b> .....	<b>1</b>
	1. 計画策定の趣旨	
	2. 計画の期間	
	3. 計画の位置付け	
	4. 基本計画の構成と実施事業	
	5. 目標達成状況の評価と計画の見直し	
<b>第2章</b>	<b>背景</b> .....	<b>4</b>
<b>第3章</b>	<b>現状と課題</b> .....	<b>7</b>
	1. 上越市市民意識調査の概要	
	2. 調査結果から見た現状と課題	
	3. 第2次基本計画前期の進捗状況から見た現状と課題	
<b>第4章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>12</b>
	1. 第2次基本計画の特徴的な取組	
	2. 基本計画の骨格	
<b>第5章</b>	<b>重点目標と基本計画の達成目標</b> .....	<b>19</b>
	1. 重点目標と施策の方向	
	2. 基本計画の達成目標	
<b>第6章</b>	<b>計画の推進</b> .....	<b>43</b>
	1. 庁内推進体制の整備・充実と連携強化	
	2. 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働	
	3. 関係機関との連携強化	
	<b>参考資料</b> .....	<b>44</b>
	・男女共同参画に関する国内外及び市の取組	
	・上越市男女共同参画基本条例	
	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
	・男女共同参画社会基本法	
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
	・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	
	・上越市第2次男女共同参画基本計画の改訂経過	
	・用語解説	

# 第1章 計画の概要

この章では、計画策定の趣旨、計画期間、実施事業のあらましや目標達成状況の評価などについて、その概要を明らかにします。

## 1. 計画策定の趣旨

上越市では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と捉え、その推進に努めてきました。

女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。全ての人々が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境をつくることが大切です。しかし、社会的・文化的につくり上げられた性差は、様々な場面において、これを妨げてきました。

その中で家庭生活の場や地域社会の場は、職場や法律・制度と比べ男女共同参画の考えの浸透が特に低く、推進に向けた積極的な取組が必要とされる分野です。そして、地域生活に密着している地方行政こそ、地域の特性に応じた具体的な施策を行い、男女共同参画社会の形成のための取組を効果的に推進することが求められています。

男女共同参画社会の達成度を測る指標の一つとして、国、市共に定期的に調査を続けているアンケートの項目にある「男女の地位の平等感」を着実に上昇させ、上越市男女共同参画基本条例に基づき、総合的かつ計画的な推進を図るために「上越市第2次男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という)を策定し、更なる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2. 計画の期間

この計画は、第1次男女共同参画基本計画(以下「第1次基本計画」という)に当たる平成14年度から平成22年度に続く、第2次基本計画として、平成23年度から平成30年度までの8年間の計画期間とします。

また、8年間の計画期間内で平成23年度から26年度までの4年間の前期とし、前期の最終年度にあたり、市民の意識調査や意見を聴くなど、当市の状況を把握し後期に向け計画の見直しを行いました。

**平成23年度から平成30年度までの8年間**

前期 平成23年度から平成26年度までの4年間

後期 平成27年度から平成30年度までの4年間

### 3. 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項及び上越市男女共同参画基本条例(平成14年条例第1号)第11条第1項に基づく上越市の男女共同参画の推進に関する基本計画として策定するものです。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく上越市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画(以下「DV防止計画」という)の内容を併せ持ちます。

なお、この基本計画は、当市における最上位計画である「上越市第6次総合計画」並びに市民一人一人の人権尊重等あらゆる差別の解消を目指す「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画(第3次人権総合計画)」等、関連する各種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。

### 4. 基本計画の構成と実施事業

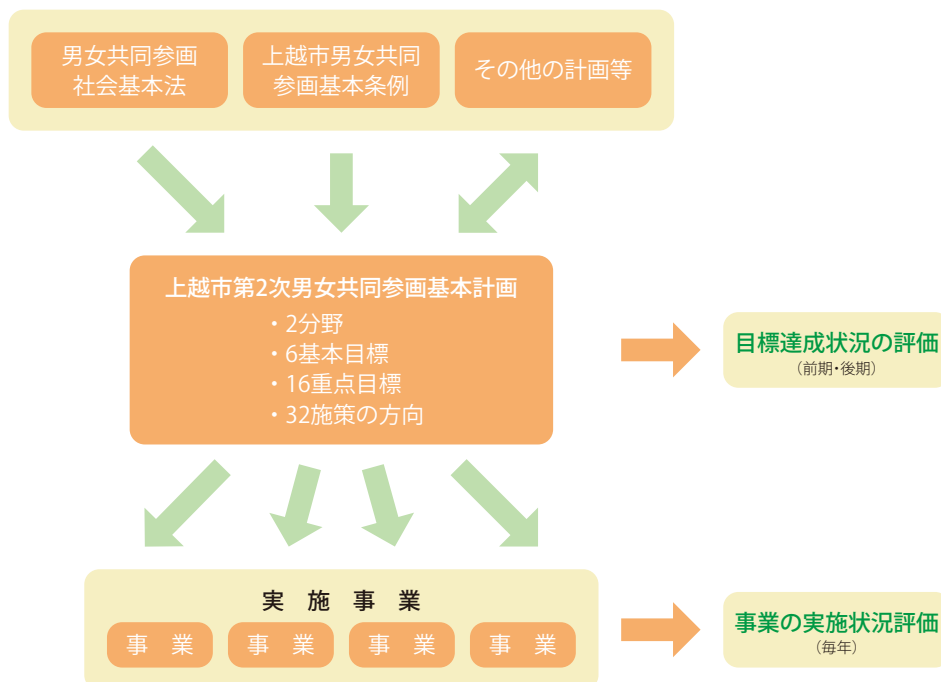
#### (1) 基本計画の構成

この基本計画は、2つの分野に対する6つの基本目標、16の重点目標、さらに、32の施策の方向及び推進に向けた体制を示しています。

#### (2) 実施事業

基本計画の各目標の達成に向けては、市役所内の各部署において32の施策の方向に基づいた有効な事業を着実に実施していくことが必要です。

なお、社会情勢等の変化により事業内容が変更されることを想定し、実施事業については長期的な目標達成値を掲げず、年度ごとに目標を定めて事業を展開します。そのため、実施事業は本計画書には掲載せず、別に進捗状況を管理します。



## 5. 目標達成状況の評価と計画の見直し

### (1) 目標達成状況の評価

#### ① 上越市男女共同参画審議会<sup>1</sup>

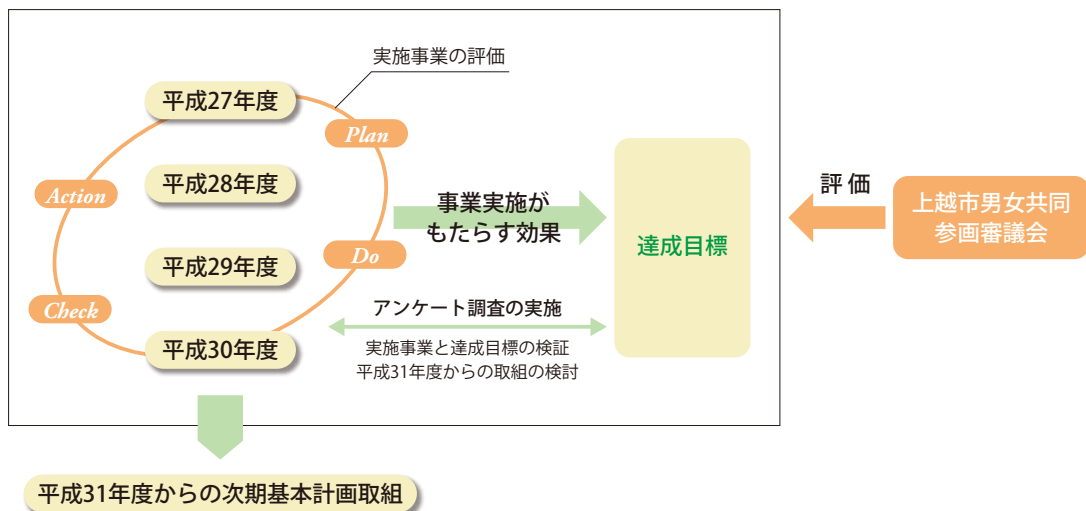
男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市男女共同参画基本条例に基づき設置する「上越市男女共同参画審議会」において、毎年度計画の進行管理及び事業の評価を行います。

#### ② 評価及び結果の公表

前述の上越市男女共同参画審議会における評価は、その結果を公表するとともに、それを次年度の事業に反映させるため、P D C Aサイクルに基づき適宜改善を行います。

また、計画の前期・後期の最終年度には、市民意識調査の結果などアウトカム（事業実施の結果がもたらす成果）の視点からの検証を行い、計画全体の評価を行います。

#### 〈目標達成状況評価のイメージ〉



### (2) 計画の見直し

実施事業の目標は、上越市男女共同参画審議会において、事業の実施状況や社会情勢を踏まえ、毎年度の評価の中で必要に応じて見直しを行うこととします。

また、新規事業の取組や、実施事業の統廃合などについても同様とします。

# 第2章 背景

昭和54年(1979年)、国際連合総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。わが国においても男女の地位の平等を目指し、昭和60年(1985年)に同条約を批准し、昭和61年(1986年)に男女雇用機会均等法、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)が施行されました。

これ以降、「少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来」や「経済の低迷と閉塞感の高まり」などの社会情勢の下、国では基本法の施行後2次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を行ってきましたが、男女共同参画は必ずしも十分に進まなかったとし、更なる施策の推進を目的に第3次男女共同参画基本計画を平成22年(2010年)12月に閣議決定しました。

当市でも、男女共同参画社会実現の必要性を重要視し、平成7年(1995年)3月に上越市女性行動計画「じょうえつ女性アクションプラン」を策定しました。さらに平成13年(2001年)には新潟県内でもいち早く「男女共同参画都市」を宣言し、翌平成14年(2002年)3月に「上越市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「上越市男女共同参画基本計画」を策定しました。そして、これら基本計画に基づき行政内部の推進をはじめ、市民や地縁団体、事業者等との協働により様々な施策に積極的に取り組んできました。

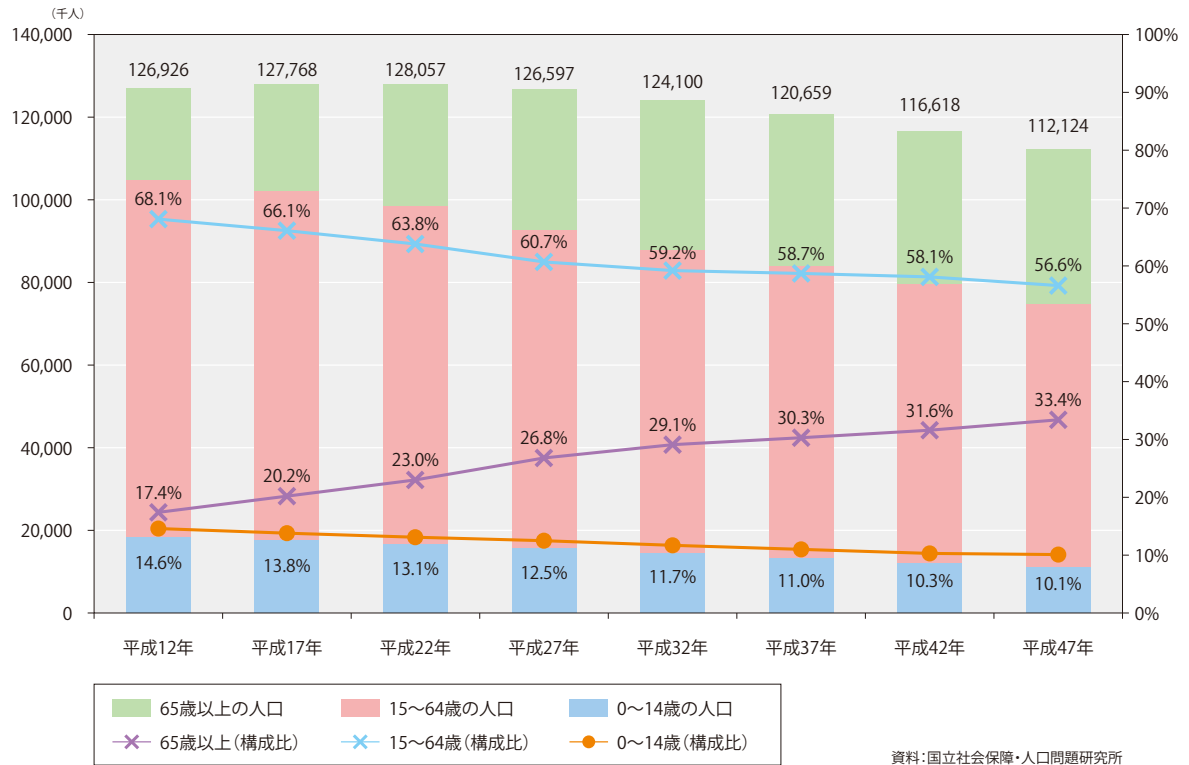
また、近年の社会情勢に目を向けると、誰もが仕事や家庭生活、自己啓発など様々な活動を自らが希望するバランスで生活するワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>が、個人のみならず経済社会の活力向上に資するとして注目されています。そして、その意識が浸透することは、男女共に働きやすい職場や家庭生活など、男女共同参画社会の実現につながるものとされています。

少子・高齢化の進展も男女共同参画社会の実現に大きな影響を及ぼします。国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、生産年齢人口は平成17年(2005年)66.1%から30年後の平成47年(2035年)には56.6%まで減少となり、逆に老年人口は平成17年(2005年)20.2%から30年後の平成47年(2035年)には33.4%に増加し、3.3人で1人の高齢者を支えていた社会から、1.7人で1人の高齢者を支える時代が到来すると予測しています。もし、このような未来が現実となれば、現在約303万人と推計されている就業を希望している女性の活躍が期待されます。現状は非正規、低賃金の労働状況にある女性も多く、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保など、女性を取り巻く労働環境の改善が、今後、ますます期待される女性の社会進出に向けての課題となっています。

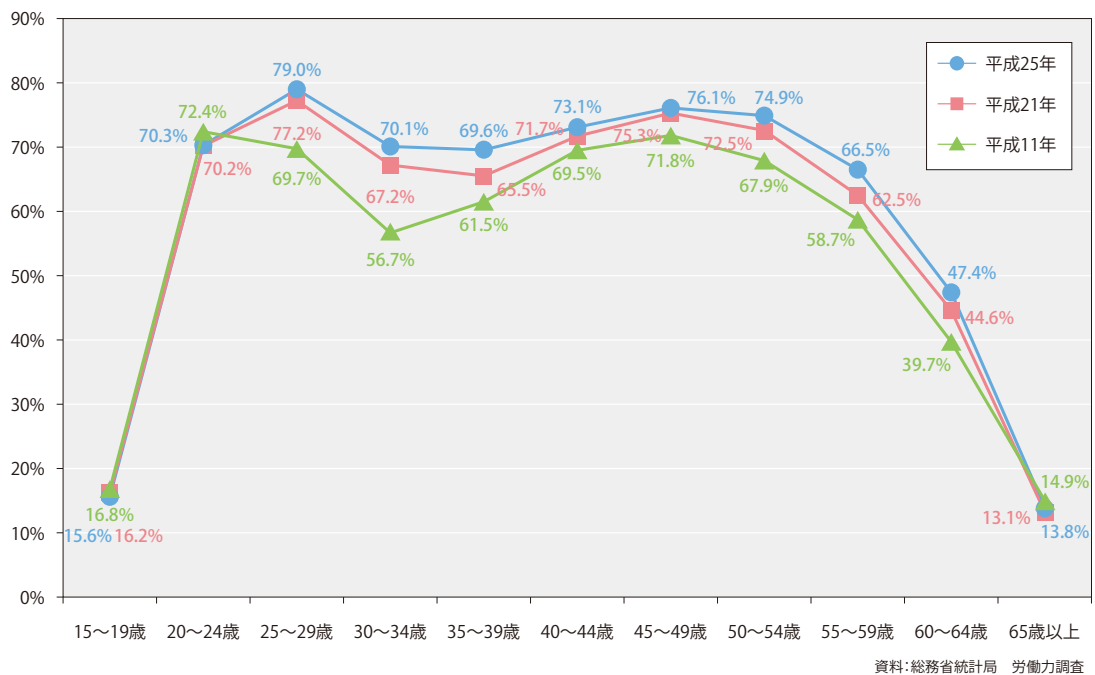
また、女性に対する暴力防止の分野では、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が、平成18年度(2006年度)の58,528件から平成25年度(2013年度)の99,961件と7年間で約1.7倍の増加になっています(内閣府調べ)。このような中、国では平成20年(2008年)に改正したDV防止法を施行し、被害者の安全確保の強化を図るとともに、市町村に対しても、配偶者からの暴力防止計画策定の努力義務を課しました。被害者の保護と自立支援の体制整備を行う方針が示されたことを受け、全国で施策推進の動きが広がっています。



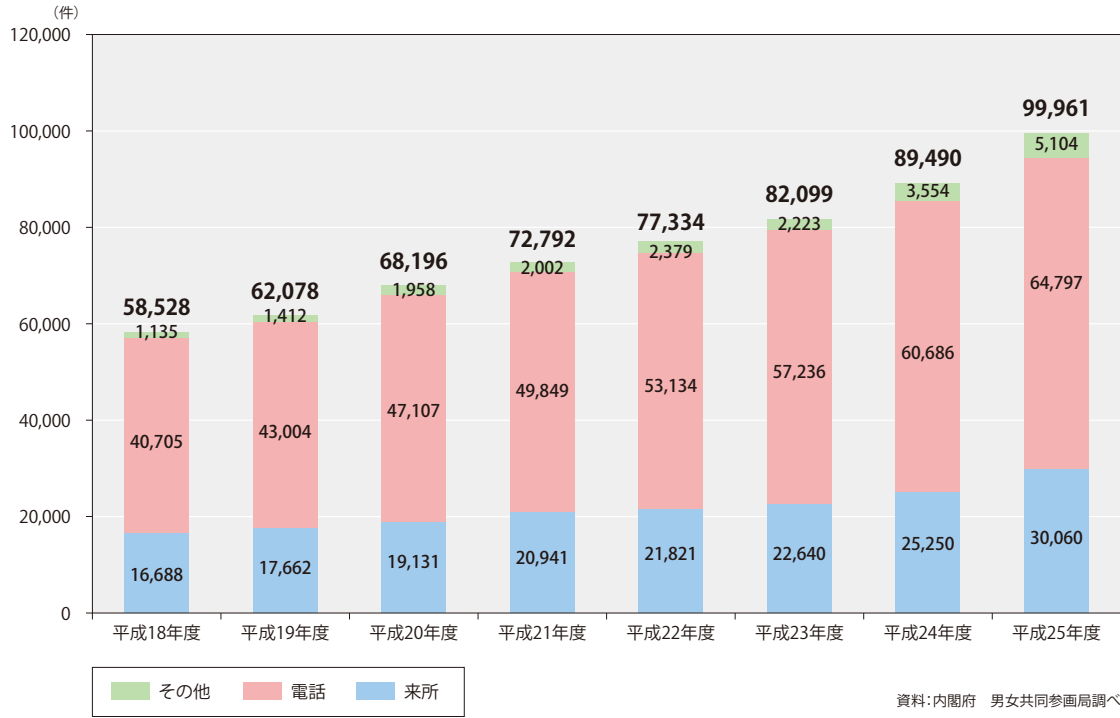
日本の将来推計人口



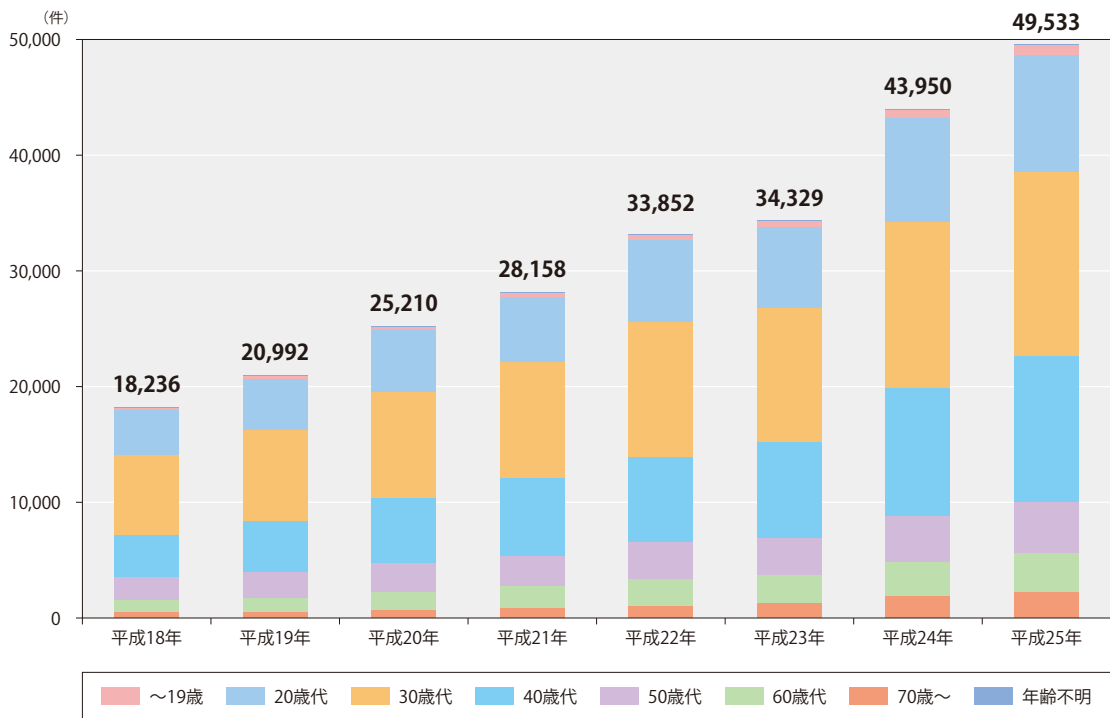
女性の年齢別労働力



配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



配偶者からの暴力事案の被害件数



# 第3章 現状と課題

国や県をはじめ、全国の自治体や団体が、男女共同参画社会の実現に向け取組を実施しています。上越市においても平成14年3月に上越市男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野において施策を展開してきましたが、男女共同参画の考えが広く浸透しているとは、言い難い状況にあります。

本章では、市民意識調査の結果を分析するとともに、第2次男女共同参画基本計画前期の取組を検証し、課題を明確にします。

## 1. 上越市市民意識調査の概要

### (1) 調査の目的

第2次基本計画前期の最終年度にあたり、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、平成27年度からの第2次男女共同参画基本計画改訂の基礎資料とするため、調査を実施しました。

### (2) 調査設計と回収状況

- ・調査対象 上越市在住の満20歳以上の男女
- ・発送数 4,000(内訳:男性2,000、女性2,000)
- ・抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- ・調査方法 郵便による配付及び回収
- ・調査期間 平成26年5月8日～5月26日(19日間)
- ・回収状況 1,468(内訳:男性676、女性764、性別無回答28)
- ・回収率 36.7%

### (3) 報告書

調査結果は、市ホームページに掲載しているほか、共生まちづくり課、男女共同参画推進センター、各総合事務所、南・北出張所、高田図書館、直江津図書館、高田地区公民館、直江津地区公民館、教育プラザに配置しています。

## 2. 調査結果から見た現状と課題

男女の地位の平等感は、平成24年に国が実施した同様の調査と比較して、当市における各項目の平均では10.8ポイント低く、特に地域活動の場で22.6ポイント、家庭生活の場で20.1ポイントと大きく下回っています。

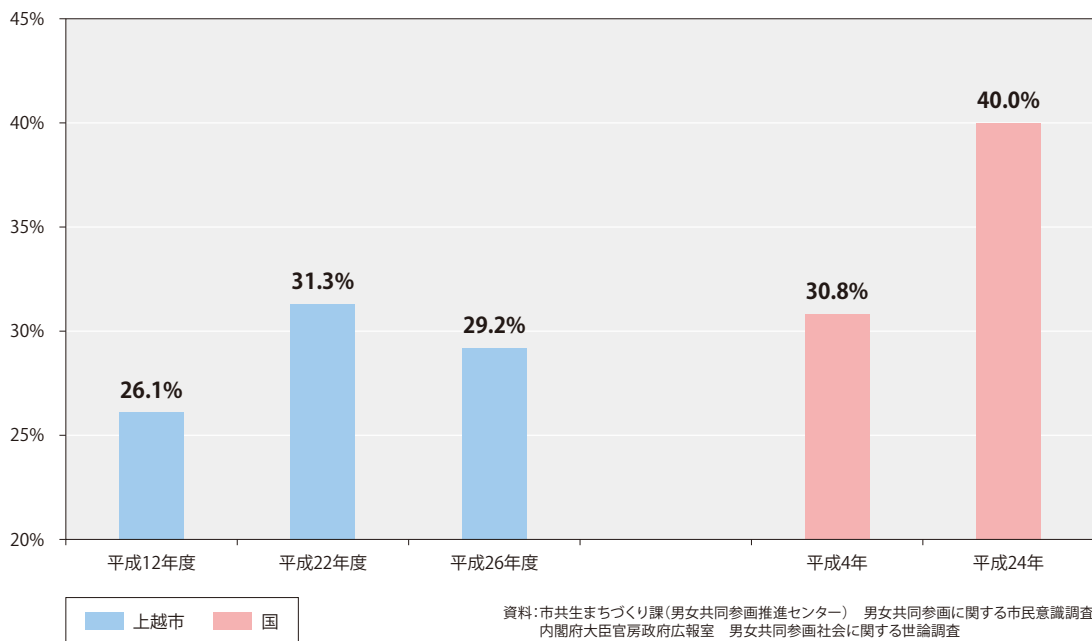
今回の調査結果を第2次基本計画策定前の平成22年度に実施した調査と比較すると、学校教育の場は他の項目と比べ最も平等感が高い項目であり、経年変化では58.9%から2.2ポイント上昇しました。その一方、政治の場における平等感7.5ポイントと最も低下し、次いで法律や制度の上における平等感6.3ポイント、職場における平等感で1.4ポイント、社会通念・習慣・しきたりで1.2ポイントと続き、男女の地位の平等感4年間で平均2.1ポイント低下しています。

このように男女の地位の平等感前回調査と比べ伸び悩む傾向にありますが、男女共同参画社会、DV<sup>3</sup>など主な言葉の認知度は上昇していることから、単に平等感が低下したのではなく、市民意識、知識の向上により、現実の状況を反映した結果であるものと受け止めています。

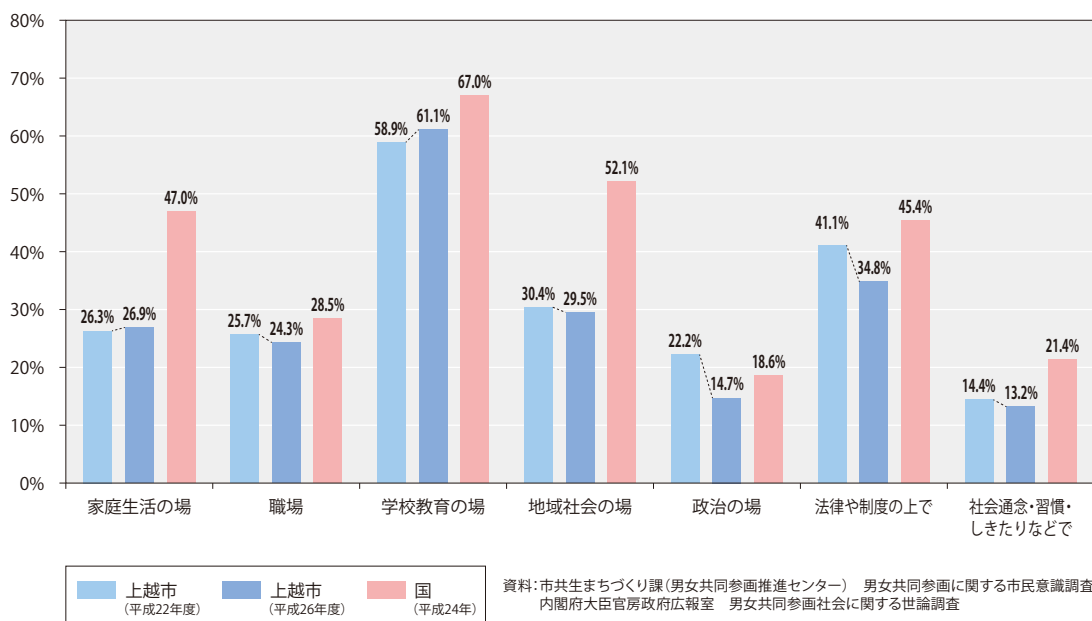
また、自由意見では、男女共同参画に関する意識・考え方においては「幼少期からの教育が大事」「男女それぞれの個性を生かすことが大事」などという意見が多く見られました。しかしながら、町内会行事等の支度、後片づけなどは未だ女性の仕事であるというような意見もあるように、地域等においては男女共同参画のための基本的な視点、性別による役割分担意識の解消がまだ十分に浸透していないという傾向も見られます。これは第2次計画で実施してきた事業の周知不足などにより、あらゆる立場の人々への啓発が行き届かなかったことが原因の一つとして考えられます。

行政の今後の取組については、再就職や子育て・介護と仕事の両立への支援に対する要望が多く、市職員が男女共同参画推進のための手本となるべきなどの回答もありました。

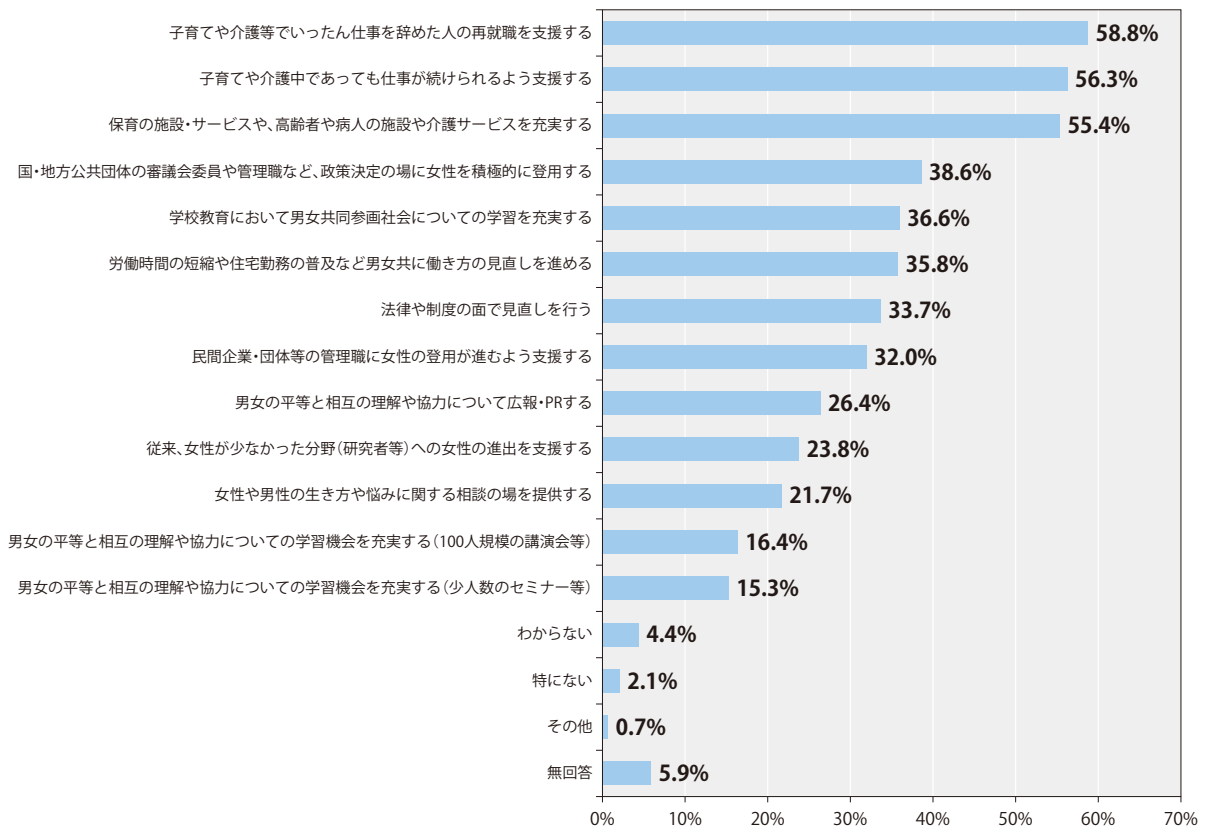
### 男女の地位は平等になっていると感じている人の割合



### 男女の地位は平等になっていると感じている人の分野別比較



### 今後、力を入れていくべき行政の取組(複数回答)



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

## 3. 第2次基本計画前期の進捗状況から見た現状と課題

第2次基本計画前期では6つの基本目標に対する16の重点目標、さらに32の施策の方向を設定し、広範な分野での取組を実施してきました。

### (1) 第2次基本計画前期期間中の主な取組

#### ① 男女共同参画推進センターでの事業の展開

平成13年3月に設置した男女共同参画推進センターは、平成14年4月に施行した上越市男女共同参画基本条例で、基本計画を推進するための拠点施設であり、男女共同参画の促進に関する市民活動の拠点施設であると位置付けています。

センターでは、様々な市民団体からセンター登録団体として登録していただき、団体の活動に必要なパソコンやプリンターの貸し出しや各種情報提供など、その活動を支援してきました。

また、平成24年度までは公募によって選任された企画委員の自主的な運営により各種講座が企画され、市民や事業者、地縁団体など多くの参加者に対して男女共同参画の啓発を行ってきました。平成25年度からは、センターとセンター登録団体がセンター講座の開催や、情報紙の発行など事業の企画・運営について意見交換を行いながら連携を図っています。さらに、主に女性が直面する様々な悩みや問題について相談に応じるため、女性相談窓口を設置し、専任の相談員3人が相談にあたっています。

## ② 各種イベント・啓発事業の実施

平成13年9月には市民と行政がその必要性をさらに確認し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的として、男女共同参画都市宣言を行いました。そして平成18年11月には男女共同参画都市宣言を行った自治体の首長による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催し、国と各宣言都市及び地域の住民との連携・交流を深め、全国レベルでの意識の高揚を図りました。

また、平成17年度から平成23年度にかけて「男女共同参画フェスタ」を開催し、市民とともに市をあげて男女共同参画社会実現の気運を広く醸成することを目指した取組を進めてきました。

現在は、男女共同参画の普及・意識啓発活動として、男女共同参画推進センター講座をセンター登録団体等の協力を得ながら実施しています。

## ③ 地域からの男女共同参画の推進

地域における男女共同参画の推進や意識の高揚を図るため、市内小学校区単位で委嘱してきた地域推進員<sup>4</sup>に代わり、平成25年度からは公募制の「男女共同参画サポーター<sup>5</sup>」制度に移行し、地域における普及・啓発活動を進めています。

また、センター職員が地域に出向き、地域の課題などのテーマに基づいて意見交換を行う「ミニ座談会」を平成23年度からは地域自治区単位(13区)でも実施しています。

## ④ 多様な広報活動

広く市民に男女共同参画の考え方を伝えるには、広報活動も必要です。

センターでは、男女共同参画の理念・必要性などについて普及・啓発を図ること及び拠点施設である男女共同参画推進センターの活動を幅広く周知するため、年4回の情報紙「ウイズじょうえつ」を発行するとともに、毎年、市の施策の実施状況と実施計画を冊子「上越市の男女共同参画の取組」やホームページなどにより広報しています。

## ⑤ 行政における推進体制の整備

平成14年度に男女共同参画審議会<sup>1</sup>と男女共同参画行政推進会議<sup>6</sup>を設置しました。

男女共同参画審議会は学識経験者、事業者、地縁団体の代表、公募に応じた市民等で組織され、市の男女共同参画に関する重要事項を審議していただき、行政推進会議は市長を議長とし、男女共同参画に関する基本的な政策を協議しています。

また、深刻な社会問題となっている配偶者間の暴力については、被害者への的確な支援と市役所内の円滑な連絡調整を図るため上越市DV防止庁内連絡会議を毎年開催しています。

## (2) 進捗状況と課題

第2次前期の計画期間中には、女性に対する取組に合わせ、男性・子どもに向けた意識啓発の取組も新たに加え、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んできました。

また、男女共同参画基本計画とDV防止計画を一体的に策定し、「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの分野から、「男女共同参画社会の実現を目指してきました。

その結果は、男女共同参画社会やDV防止法など言葉の認知度(市民意識調査)は上昇し、一定の認知がされてきたところですが、男女の地位の平等感の低下、依然として残る家庭での性別により役割分担を固定する意識<sup>7</sup>や、生活の中での仕事を偏重せざるを得ない状況など、固定的性別役割分担の解消やワーク・ライフ・バランス<sup>2</sup>の実現などには遠い状況が見て取れます。これらを踏まえて、少子高齢化が進むなか「人と地域が輝くまちづくりに向けた女性参画の促進」といった地域などにおける女性の参画を促すことに加え、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の促進」といった職場環境の改善の推進を積極的に行い、男女共同参画の考えが広く浸透することを目指します。

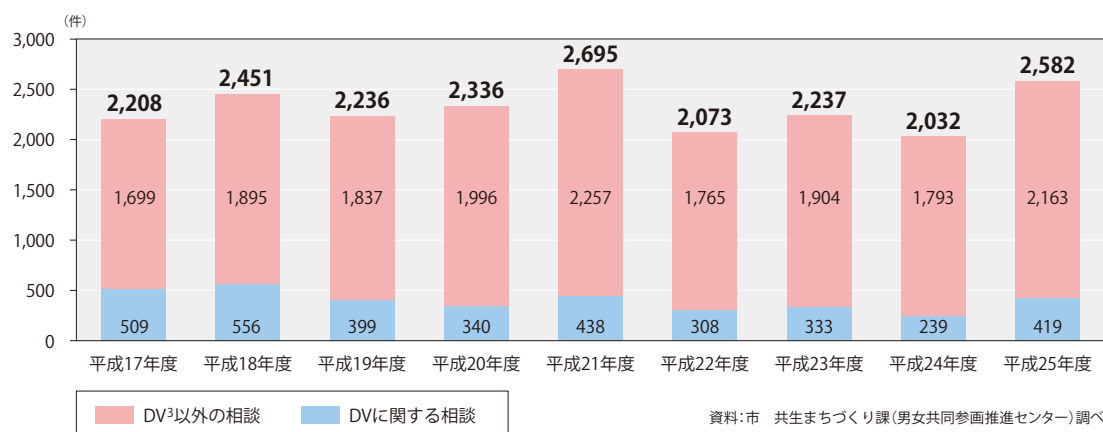
男女共同参画社会実現への取組においては、長期的な視野に立つ必要があることから、特に次代を担う子どもたちへの働きかけが不可欠で、子どもの頃から自己形成の過程の中で男女共同参画の理解を促すとともに普及・啓発活動を強化していくことが必要です。

また、男女共同参画社会とは、男女の人権が等しく尊重される社会です。これを阻んでいる大きな問題のひとつに、女性に対する暴力があります。上越市の女性相談への相談件数は、第2次計画を策定した平成22年度には2,073件であったものが、平成25年度には2,582件と約1.2倍に増加しています。また、全相談件数に占める配偶者からの暴力に関する相談の割合が14.9%から16.2%へと1.1倍に増加し、特に女性に対する暴力が増加しています。

配偶者からの暴力は、国においてはDV防止法の整備、市においても相談窓口の周知を進めるなどの体制整備や、身体的暴力以外の暴力の認知が進んだことからその潜在的な存在が明るみになることにより相談件数の増加につながったものと考えます。

したがって、重大な人権侵害である配偶者からの暴力を根絶する取組として、市でも被害者の安全確保を第一に、関係機関と密接に連携を図り、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援が重要となります。

### 市女性相談への相談件数の推移



# 第4章 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、広範で多岐にわたるため、特定の部署のみで対応するには限度があります。行政の各領域にまたがる施策を意識啓発や環境づくりなどの分野に整理し、基本理念の達成に向け総合的、効果的に推進する施策を展開します。

## 1. 第2次基本計画の特徴的な取組

### (1) 第1次基本計画の反省を踏まえた施策

今までの施策は女性に対する取組に重点を置き、第1次基本計画では、女性の人権確保、心身の健康づくり、方針決定の場への参画等、女性の地位の向上を目指す取組を中心に展開してきました。

今後は、従前の女性に対する取組に加え、主に男性を中心として形成されている職場、地域、家庭などのあらゆる場面で全ての男女が活躍できる社会にするため、また、長時間労働の見直しや性別で役割分担を固定する意識<sup>7</sup>の解消など、職場や家庭内における課題に対応するためには、男性に向けた積極的なアプローチも必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進するなどの将来を見通した施策の展開も重要な視点となります。

これらのことから、男性及び子どもへの男女共同参画に関する意識の啓発に取り組んでいきます。

### (2) 市民意識調査の結果の反映

平成26年5月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果、今後行政が力を入れるべき取組として、平成22年度の調査と同様に「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」及び「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」に多くの回答が集まりました。また、女性の能力を発揮する場としての管理職への登用や多くの分野へ進出するための支援などにも回答が寄せられました。

このことから、第2次基本計画後期においても、「労働環境の見直しの推進」、「女性の能力発揮への支援」、「子育て、介護への支援の充実」を重点目標に位置付け、関係部署と連携した施策を引き続き行います。



### (3) 男女共同参画基本計画とDV防止計画の一体的な策定

男女共同参画社会は男女が平等な存在であることが大前提です。平等な社会の中で暴力は重大な人権侵害であり、配偶者間の暴力の多くは男性から女性に対して行われているのが現状で、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。このように「男女共同参画推進のための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止」は非常に密接に関連しており、どちらも重要な施策であることから「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの分野から「目指すまちの姿」の実現を目指します。

なお、国では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関して、市町村に施策の実施に関する基本的な計画策定の努力義務を課しています。ただし、他の法律に基づく既存の計画であって内容が重複するものを見直しを行い、市町村基本計画とすることもできるとしています。

### (4) 基本計画の改訂にあたり

基本計画の改訂にあたり、次の3点を見直しの視点として位置づけました。

#### ① 基本計画前期の評価・検証と課題抽出

男女共同参画審議会<sup>1</sup>での審議や、市民意識調査、企業・市職員アンケート、関係団体やセミナー講座での意見交換を通して、前期期間の評価・検証及び、新たな課題の抽出を行いました。

#### ② 国・県の動向及び、社会・経済情勢の変化への対応

国・県などの動向や、関連計画との整合性の検証を行いました。

また平成23年発生の東日本大震災を契機に明らかになった男女共同参画への諸課題への対応については、国の指針や、現計画との整合性を図りながら、検証を行いました。

#### ③ 上越市としての新たな男女共同参画の視点

上越市は市町村合併により多様な地域性があり、その中で地域における男女共同参画を一層推進するために、実情を踏まえた男女共同参画のあり方について検討を行うとともに、市民との意見交換を実施しました。

#### ④ その他

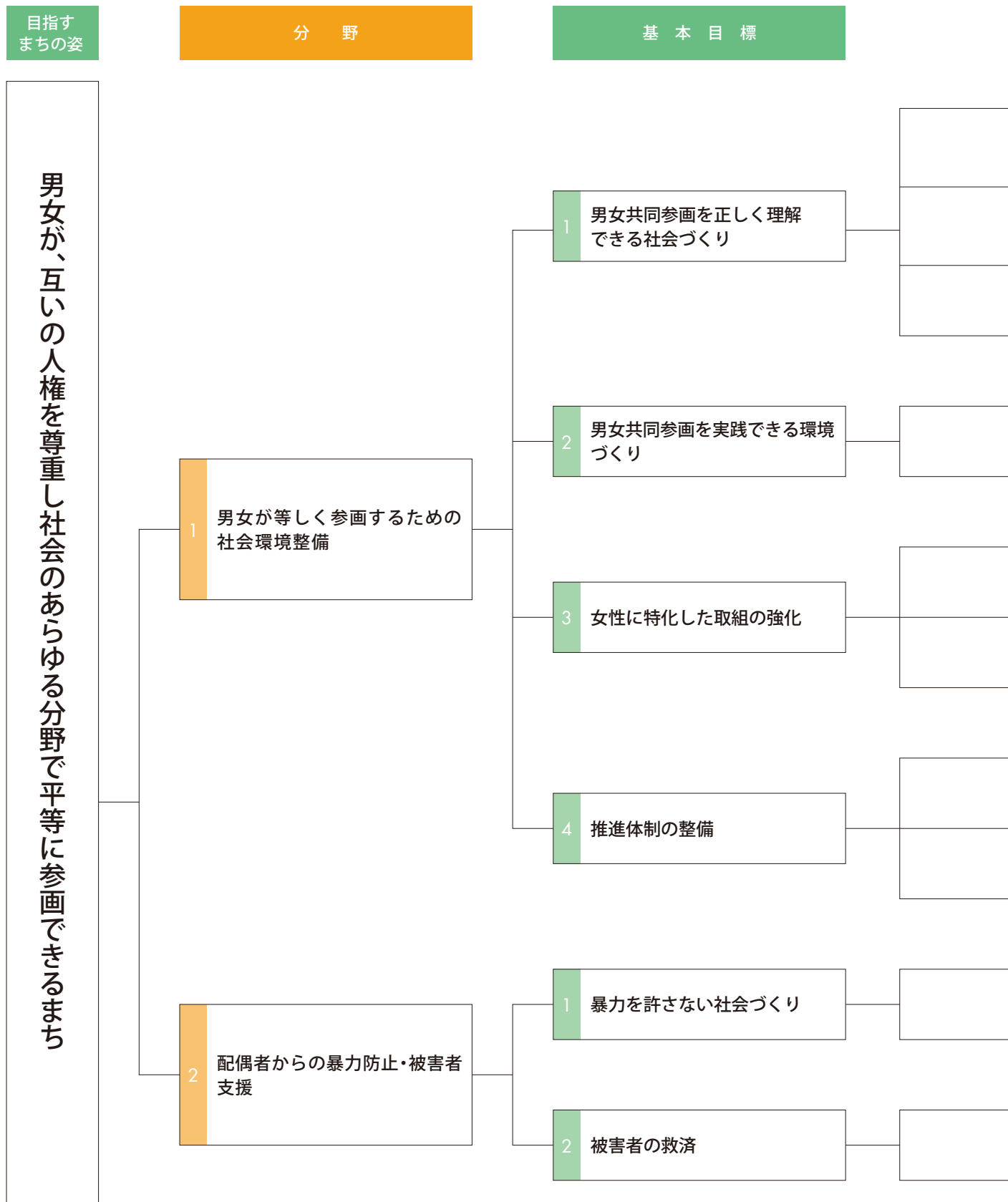
計画前期に設定した数値目標について評価・検証を行い、後期計画改訂時に検討することとされていた指標については、目標値を設定しました。また、市が策定した健康増進計画との整合性並びに後期目標を達成した指標については、目標値を変更しました。

平成26年度に実施した市民意識調査等を用い、掲載資料を直近のものとししました。

その他、表現等の細部の見直しを行いました。

## 2. 基本計画の骨格

上越市第2次男女共同参画基本計画体系図



重点目標	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の促進	1) 広報などを通じた継続的啓発活動の推進 2) 男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	1) 出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施
3 男性への意識啓発の推進	1) 男性への積極的な啓発活動の推進 2) 男性の家庭生活への参画の促進
4 子どもへの意識啓発の推進	1) 保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 2) 教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実
1 労働環境の見直しの推進	1) ワーク・ライフ・バランスの浸透 2) 男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の更なる推進
2 子育て、介護への支援の充実	1) 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 2) 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実
1 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	1) 生涯を通じた女性の健康保持 2) 健康相談の充実
2 女性の能力発揮への支援	1) 女性の人材育成に向けた各種講座の開催 2) 女性の再就職への支援
3 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画	1) 女性人材の情報収集、整備、提供 2) 女性の参画情報の調査、公表
1 男女共同参画推進センターの充実	1) 男女共同参画に関する情報発信の強化 2) 登録団体への支援
2 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	1) 市職員への研修会の実施 2) 男女共同参画の視点に立った施策の徹底
3 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	1) 市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 2) 女性職員の積極的な登用
1 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 2) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
2 相談窓口の充実	1) 女性相談事業の充実 2) その他相談機関との連携
1 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	1) 制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 2) 被害者への安全確保のための情報提供
2 自立への支援	1) 生活再建の支援 2) 同伴者への支援

## (1) 目指すまちの姿

この計画では

### 「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で 平等に参画できるまち」

を目指すまちの姿に掲げ、その実現に向け分野ごとに施策の展開を図ります。

## (2) 分野

### ① 男女が等しく参画するための社会環境整備

経済の低迷に加え閉塞感の高まりや少子・高齢化が進む中、女性をはじめとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められています。女性はその能力を十分に発揮し、経済社会に参画する機会を確保することは、持続的に社会を発展させていく上で大変重要です。

また、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭など様々な場面で活躍できる社会は、女性にとっても男性にとっても平等感にあふれ、それぞれの能力を発揮できる活力のある社会です。

しかしながら、現状を見ると男女共同参画に対する考え方は、しきたりや習慣、年代、家庭環境などにより様々です。これらの様々な場面における男女共同参画に対する意識を向上させ、女性と男性が互いの意見や能力、人格を大切に、全ての人が生き生きと暮らすことのできるまちを目指します。

### ② 配偶者からの暴力防止・被害者支援

配偶者間や内縁関係などの男女間において、一方を暴力で支配することは、男女が互いを個人として尊重することを前提とする男女共同参画の視点からも、解消すべき課題といえます。これら男女間の人権侵害が一般社会における男女共同参画推進を阻害する要因ともなることから、男女間の暴力を未然に防ぐと共に、被害者を的確に救済する対策を講じる必要があります。

なお、DV防止法では被害者を女性に限定していませんが、歴史的・文化的な背景や個人が育った家庭環境など、取り巻く環境に影響を受けることもあり、一般的には男性の方が、身体的、経済的及び社会的な「力」を持ち、このような力の差を利用して女性に向けて起こる場合が多い傾向にあります。

このような事案は家庭内や親密な関係において起こるため、周囲の人は気が付きにくく、事件への発展や相談などにより表面に出るものは一部であり、潜在的な件数は膨大な数に上ると予想されます。

信賴していた人からの暴力は、外傷以外にも心に深い傷を負います。被害者のその後の人生が大きく変わる場合もあります。わたしたちは全ての人が安心して健やかに生活できるよう、暴力を認めないまちを目指します。

### (3) 基本目標

#### 分野1 男女が等しく参画するための社会環境整備

##### ① 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画を推進するためには、男女共に男女共同参画社会を正しく理解することが前提です。また、男女共同参画社会の実現には、個人の生き方や活動が多様化する中で、男女が共に相手の考えを尊重することが大切です。そのためには当然ながら、女性だけではなく男性の意識改革も重要となります。市民意識調査では、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計を助ける程度に働くという意識は、女性よりも男性に多く残っている傾向にあります。これからは、女性の地位の向上はもとより、男性に対して性別により役割分担を固定する意識<sup>7</sup>からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制等、働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める必要があります。

また、幼少期からの男女平等教育は、成長し社会に出てからも、多様なライフスタイルは自然なことと受け入れ、互いの人格を認め合いながらそれぞれの個性と能力を發揮できる社会を形成する上で大変重要です。

今一度「なぜ、男女共同参画社会が重要なのか」という問いかけから始め、「男女共同参画＝難しい、必要ない」という意識を打ち払い、老若男女が男女共同参画を正しく理解し合う社会を目指します。

##### ② 男女共同参画を実践できる環境づくり

男女雇用機会均等法の施行以来、社会でも女性の進出が進み、あらゆる分野で女性が活躍しています。

理想では、「男女が共に仕事をし、共に家事を行う」と考えていても、現実では、男性は家庭生活より仕事を優先している傾向にあり、家庭での役割で女性への負担が大きいのが現状です。

前述の基本目標「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」を推進する上で、それを実践できる環境がなければ、男女共同参画社会の進展は望めません。そのためにも、市民生活に密着している分野での環境整備の推進と阻害要因の解消を行い、全ての男女が共に生き生きと生活を送ることができ、互いを尊重できる環境を目指します。

##### ③ 女性に特化した取組の強化

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての土台と言えます。

なかでも女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性といった男性と大きく異なる場面があり、思春期から始まり更年期、高齢期といった多くの健康上の問題と直面します。このため、女性が自らの健康を守るため、自らの判断で今後を決定する権利を尊重することが大切となります。

また、女性が能力を十分に發揮して、その意見を社会に反映させるため、企業の管理職や議員、町内会長など、リーダーシップを發揮する場への女性の登用が求められています。

特に、女性は子育てや介護等の家庭の事情により、いったん職を離れてしまうことがいまだに多く見受けられます。その状況の中で家庭生活と仕事の両立の難しさから再就職も困難となってしまうことが大きな課題の一つと考えられ、その支援が必要とされています。

このように女性が直面する問題に対し、積極的な取組を実施し、男女間の格差がなくなるような改善措置を行っていきます。

#### ④ 推進体制の整備

男女共同参画社会を目指す上で、市民生活に密接に関係する行政の役割は大変重要です。様々な分野において男女共同参画社会を実感できるまちを目指し、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることが、効率的かつ効果的な事業の推進につながります。

さらに、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用し、両性の意見を施策に反映させていきます。

なお、市の男女共同参画の拠点施設である男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進のための各種講座の開催や関係する情報の発信などを行っています。今後も市民の意見を入れながら効果的な事業運営に努めます。

### 分野2 配偶者からの暴力防止・被害者支援

#### ① 暴力を許さない社会づくり

市民意識調査や国が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、30%以上の女性が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。また、殴る蹴るといった行為については、多くの人が暴力と感じていますが、行動の監視や存在の無視といった行為は暴力と感じない傾向にあります。

いかなる理由があっても配偶者からの暴力などは犯罪になり得る行為であり、身体への直接的な暴力だけではなく言葉の暴力など精神的苦痛を与えることも含め、重大な人権侵害であるという認識を一人一人が持つことが必要です。

男女平等の妨げとなる女性に対するあらゆる暴力根絶を目指し、予防の取組や相談業務の充実を図ります。

#### ② 被害者の救済

配偶者からの暴力被害の多くは女性であり、経済的、精神的自立が困難な場合があります。また、被害者自身のケアのほか、子ども連れでの避難や住宅の確保など、状況により多岐にわたる支援が必要となります。

被害者に対する危険が急迫していると認められるときは、警察へ通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを促すなどの措置を講ずることも必要です。

安全の確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。

# 第5章 重点目標と基本計画の達成目標

## 1. 重点目標と施策の方向

### 分野1—基本目標1—重点目標1 男女共同参画についての理解の促進

男女共同参画社会の実現には、その必要性を誰もが正しく理解し、広く浸透することが不可欠です。

男女共同参画社会、DV(ドメスティックバイオレンス)<sup>3</sup>に代表されるように主な言葉の認知度は上がってきていますが、例えばリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康・権利)<sup>8</sup>やアンペイドワーク(無償労働)<sup>9</sup>、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)<sup>10</sup>などの関連する言葉は普段生活する上で馴染みがなく、言葉自体を知らない人が多くを占めています。

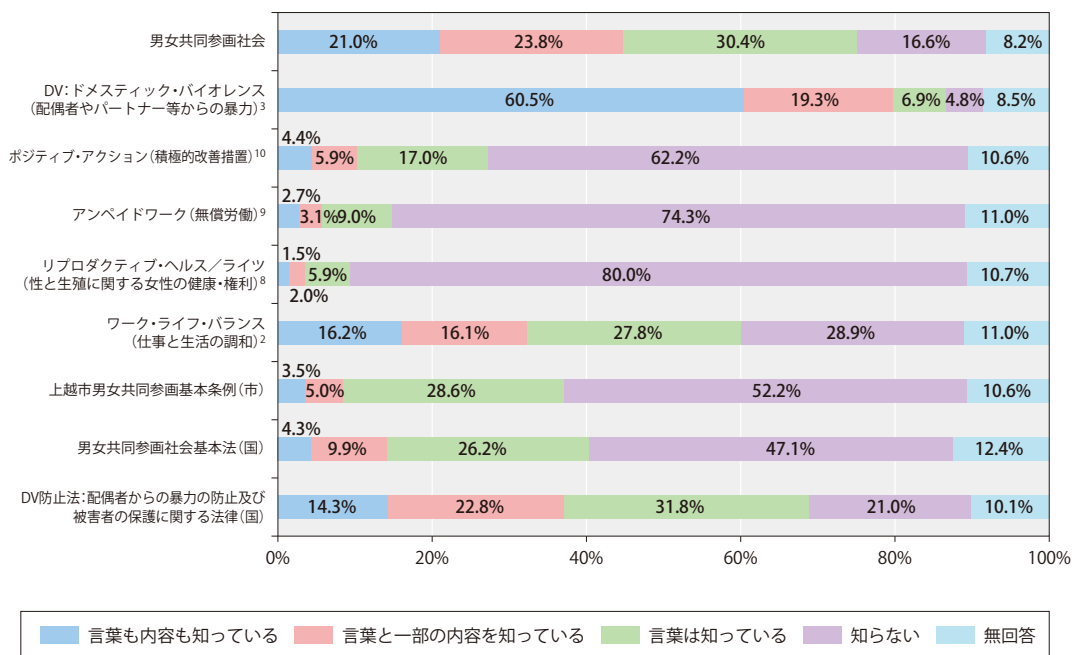
関連する言葉が広く認知されるよう基礎知識部分の啓発活動を着実にを行い、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
男女共同参画社会の認知度	35.9% (H22)	43.0%	44.8% (H26)	50.0%

#### (施策の方向)

- 広報などを通じた継続的啓発活動の推進
- 男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進

#### 男女共同参画に関する言葉等の認知度



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

**分野1—基本目標1—重点目標2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し**

男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとして、長い年月の間に生活に根付いた性別の違いを理由に役割分担を固定する意識<sup>7</sup>の存在があります。各時代での教育や社会情勢の変化により徐々に緩和されてきていますが、多くの人にはこの意識が根強く残っているのが現状です。

職場での女性の地位や就労環境は、男女雇用機会均等法や育児休業法などの法整備により改善されつつありますが、家庭内や地域社会での女性の地位を低く感じている人が依然として多く見られます。

多くの人たちが男女共同参画社会実現への進展を実感できるようになるためには、家庭内や地域など身近な環境が平等になるよう取り組んでいくことが極めて重要です。加えて少子高齢化の進むなか、活力のある地域や家庭を形成していくためには、互いの支え合いや女性の活躍できる環境づくりを進めることが必要です。

また、国・県・市では防災分野における女性の参画の拡大を目指していますが、特に東日本大震災における長期的な避難生活などから男女共同参画の諸問題が明らかになりました。

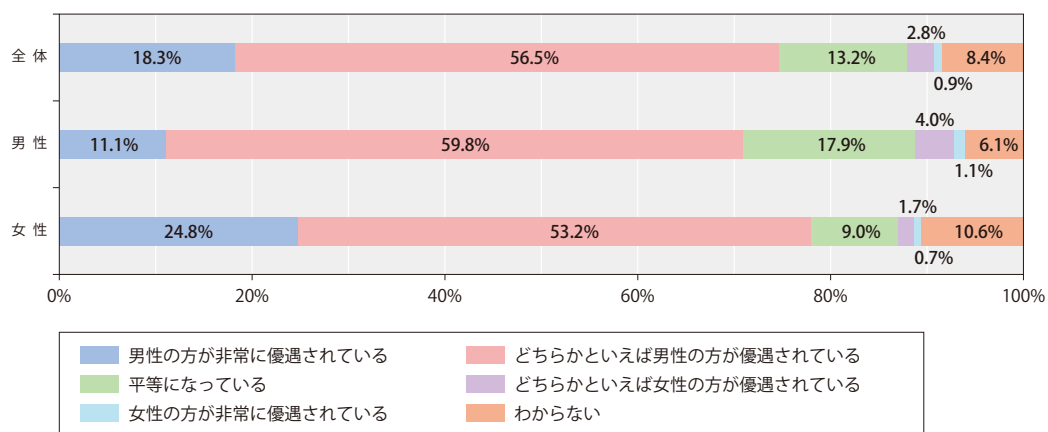
例えば、避難所運営の意思決定の場に女性が加わっていなかったことから、女性の要望や意見が重視されない傾向にあったことや、長期間の避難生活におけるストレスや職を失ったこと等が要因の一つとなり、女性のDV<sup>3</sup>被害が深刻化したなどの問題がありました。これらの経緯などから、男女の性別に配慮し、ニーズに応じた災害支援や復興対策が求められています。そのためにも、地域における防災・防犯体制には男女双方の参画が必要になります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感	14.4% (H22)	16.4%	13.2% (H26)	18.4%

**(施策の方向)**

- 出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施
- あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施

**社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感**



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査



**分野1－基本目標1－重点目標3 男性への意識啓発の推進**

国連婦人の地位委員会では、男性が、男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべき存在であると指摘しています。

国でも、男女共同参画が十分に進まなかった理由の一つとして、男性の多くは男女共同参画を「女性の問題」あるいは「家庭や職場の男女間のささいな問題」と捉える傾向にあり、「自分の問題」、「日本社会に大きな意味をもつもの」という視点での認識が低いと考察しています。

そこで、一つの例として市民意識調査の家庭での家事分担に注目すると、「妻が主に家事をする」ことが多い現状ですが、男女共に意識の上では「夫も妻も共に家事をすることが望ましい」という考えも多いことから、男性の行動次第では、女性の負担が大きく減少することが期待されます。

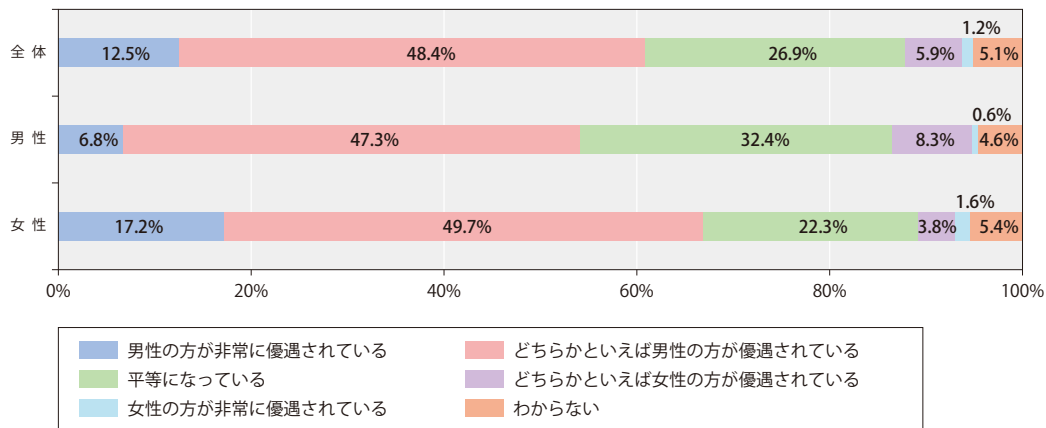
今後は、男性に向けて男女共同参画社会の理解を積極的に働きかけ、男女の人権が等しく尊重され、互いが支えあい、一人の個人として生き生きと暮らせる社会を目指すことが必要です。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
家庭生活における男女の地位の平等感	26.3% (H22)	28.3%	26.9% (H26)	30.3%

**(施策の方向)**

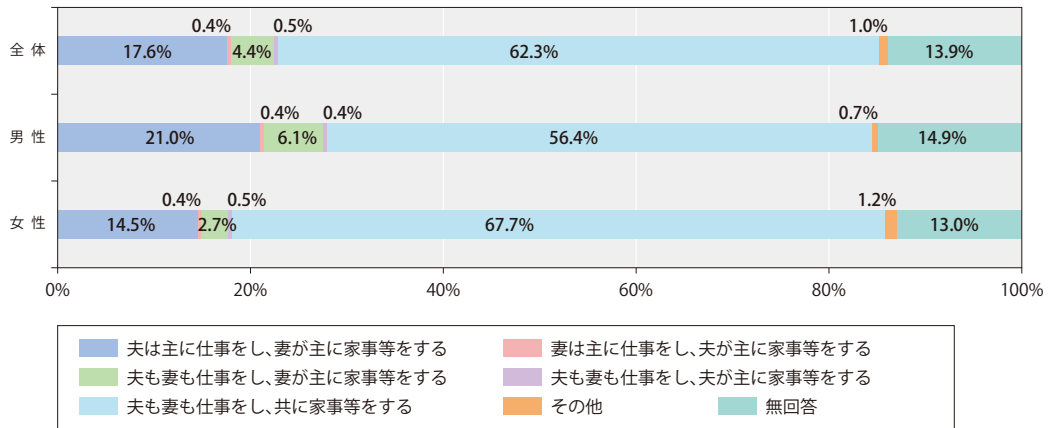
- 男性への積極的な啓発活動の推進
- 男性の家庭生活への参画の促進

**家庭生活における男女の地位の平等感**



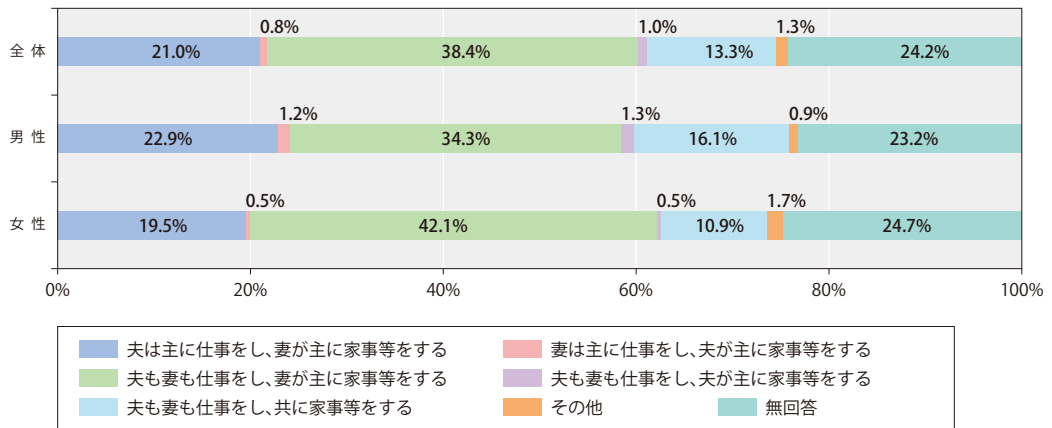
資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

夫婦の役割分担の理想



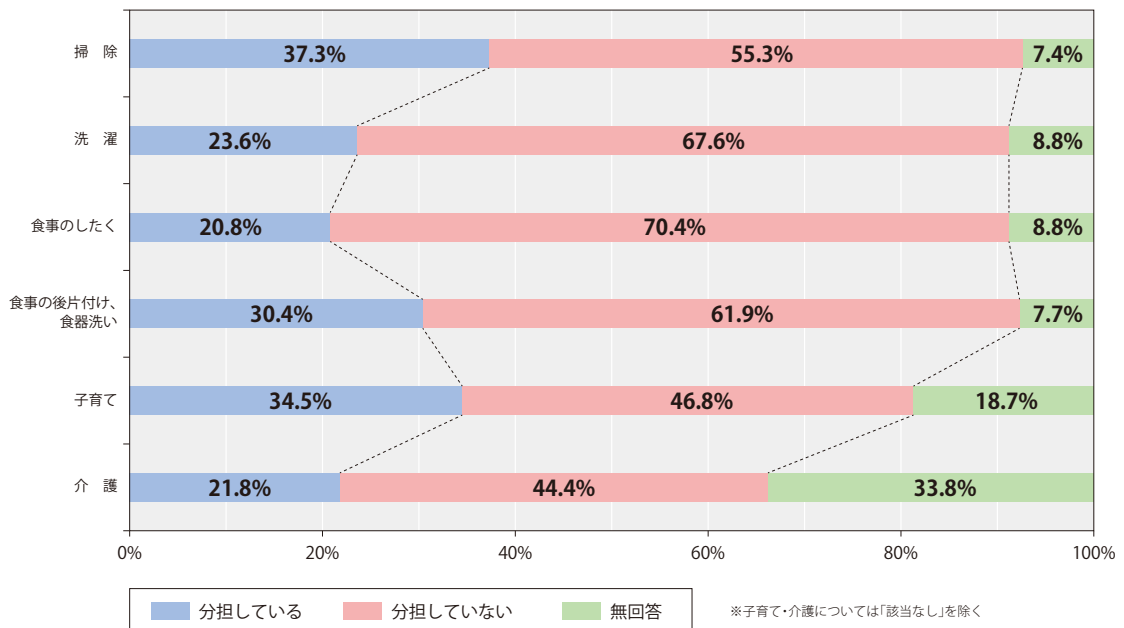
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

夫婦の役割分担の実態(既婚有配偶者の回答)



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

夫婦間での家事の役割分担の状況



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

**分野1ー基本目標1ー重点目標4 子どもへの意識啓発の推進**

子どもの頃から男女共同参画の視点に立った教育を受けることや生活環境に身を置くことは、その後の人格形成にも大きな影響を与えます。当市では全ての市立小・中学校において、担当者置き、職員への研修や男女平等教育に基づく授業を行っています。

しかし、社会ではいまだに「男らしく」「女らしく」という性別による振る舞い方を区別した考えを持つ人もいます。性別による固定的な意識の解消は学校での教育だけではなく、幼児期から体験し経験を積むことも重要であり、その中で、幼稚園教諭や保育士の指導は多大な影響力を持ちます。

文部科学省が定める幼稚園教育要領では「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と規定されています。また厚生労働省が定める保育指針では「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と規定されています。

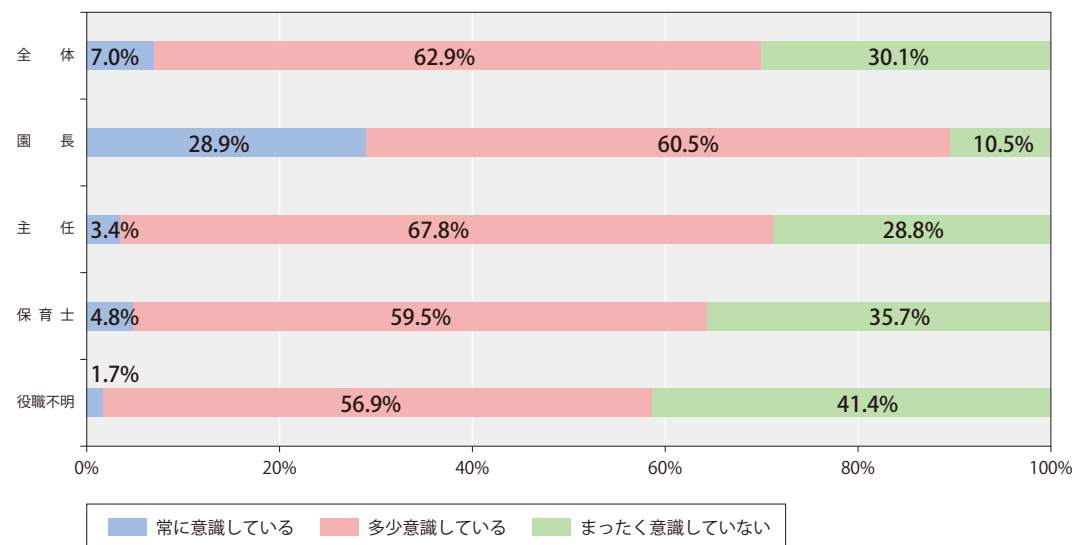
子どもへの意識啓発に際しては、このような基本方針を考慮しながら、男女共同参画の考え方が全ての子どもに浸透するよう、子どもが健やかに成長し、個性を発揮できる環境づくりに努めます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している保育士等の割合	74.4% (H22)	現状値より 向上	69.9% (H26)	前回調査値 より向上

**(施策の方向)**

- 保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底
- 教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実

**業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している保育士等の割合 (役職別)**



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

**分野1—基本目標2—重点目標1 労働環境の見直しの推進**

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を発揮し健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに応じて仕事と家庭生活が両立できる社会環境が求められる時代になりました。

近年、一部の企業では仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)<sup>2</sup>の実現のため、男女が共に働きやすい職場環境を整えることで、多様な人材を生かし、活力ある会社を運営していく動きが見受けられますが、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家事分担等に必要な家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事、子育て、介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にあるものと考えます。

次代を担う子どもたちを健やかに育成する視点からも、男女が共に子どもと向き合う時間が十分確保されるよう、育児休業制度などの積極的な活用に向けた周知・啓発のほか、企業への出前講座などにより企業の主体的な労働環境の見直しを促進する必要があるといえます。また、農業や商工自営業に従事する女性は、事業の運営に重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働について適正な評価がされていないことがあり、家事労働も含め長時間の無償労働を余儀なくされています。女性が対等なパートナーとして経営への参画や待遇の確保が求められます。

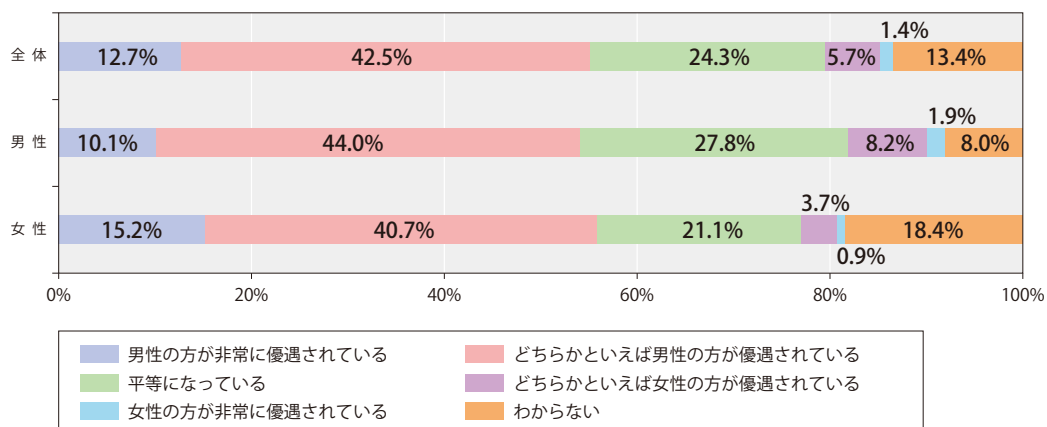
これらのことから、あらゆる産業、業種、企業の大小に関わらず、全ての人が無理なく生活できる社会を目指し、労働環境の見直しを推進します。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
職場における男女の地位の平等感	25.7% (H22)	27.7%	24.3% (H26)	29.7%

**(施策の方向)**

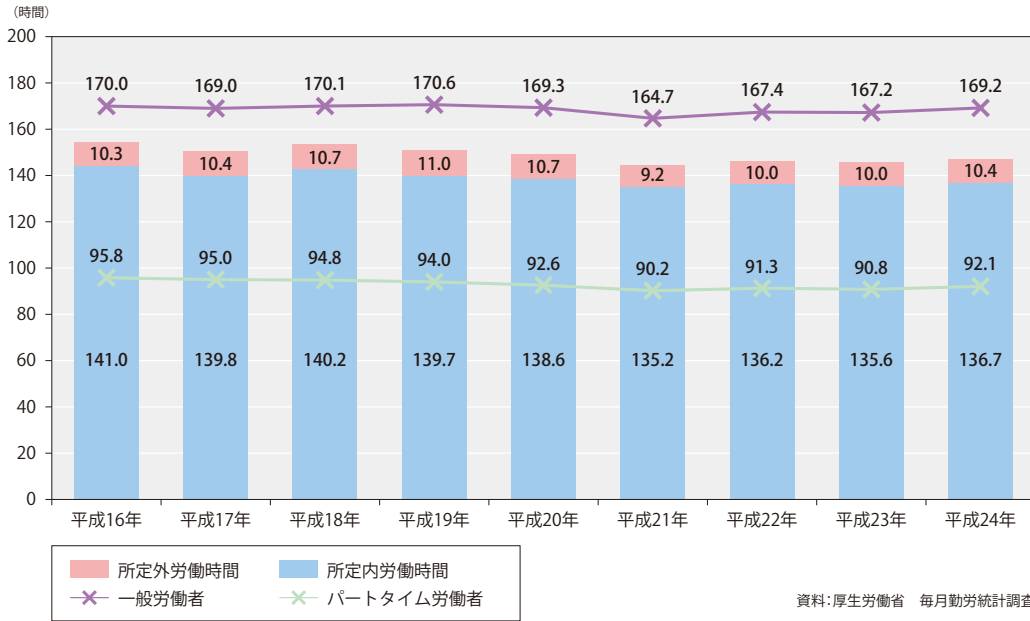
- ワーク・ライフ・バランスの浸透
- 男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の更なる推進

**職場における男女の地位の平等感**



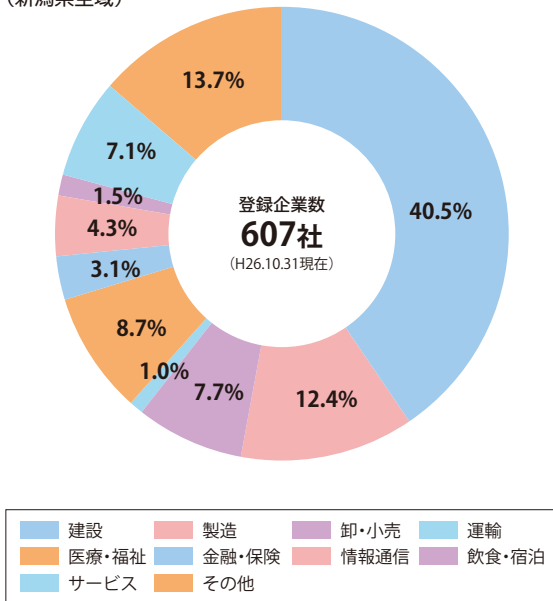
資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

内訳別月間労働時間の推移

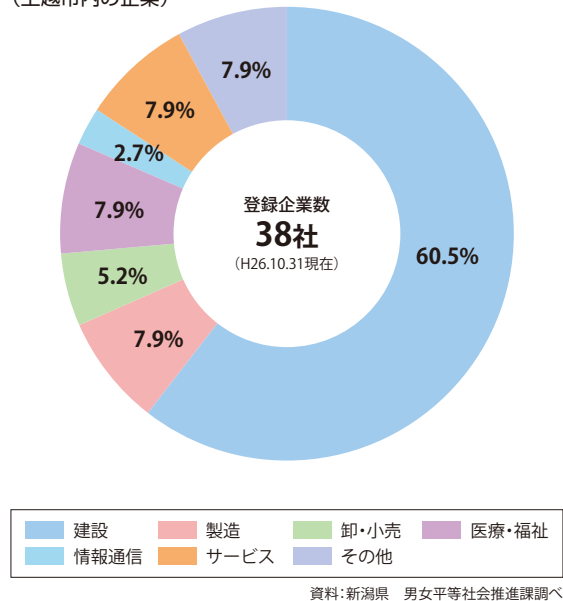


ハッピー・パートナー企業<sup>11</sup>業種別登録割合

(新潟県全域)



(上越市内の企業)



**分野1—基本目標2—重点目標2 子育て・介護への支援の充実**

市民意識調査によると、仕事を辞めたり中断した理由として女性は「出産・育児のため」が最も多く、次いで「結婚のため」「高齢になったため」と続きます。一方男性は、「より良い条件の仕事があったため」が最も多く、次に「仕事の内容が合わなかったため」「労働条件に不満があったため」と続きます。前回の意識調査同様、女性は家庭内での理由、男性は労働条件に関する理由が多い傾向にあります。

最近では子育てを楽しみ、自分自身も成長する、または将来そのような人生を送りたい男性（通称「イクメン」）が増加し注目されていますが、まだ、子育てや介護は女性が主に担い、男性の参加が少ない分野でもあります。これは、男性が長時間の労働で家庭で過ごす時間が少ないことが1つの原因と考えられますが、根本には性別で役割分担を固定する意識<sup>7</sup>が根強く残っていることが理由として考えられます。

女性の中には、結婚後は家庭に入り、家事や育児、介護等を通じて家庭を守るべきと考える人もいますが、仕事を中心とした生活、仕事と家庭を両立させる生活を望んでいる人もいます。

男性、女性に限らず、自らの意思でライフスタイルを選ぶことが最も生き生きとした生活につながります。そのためにも、家庭内での家事や育児の分担を行うことはもとより、企業内での育児・介護に関する制度や行政サービスの充実などが必要です。

現在、子育て支援策で最も身近なものは保育や幼児教育に関する施策ですが、その他にも子どもの発達に関する悩みや子育ての不安感や負担感を軽減する施策にもニーズが高まっています。

また、当市の高齢化率は、新潟県平均と比べると若干低く推移しており、全国平均との比較では、およそ10年程度早く高齢化が進行していることがうかがわれます。このため市では多岐にわたる介護サービスを設けています。

子育てや介護の問題は、広くサービスが整っていても、不安や悩みが付きまといまいます。安心して生活するため、無理なく就労するためにも、様々な支援が求められています。

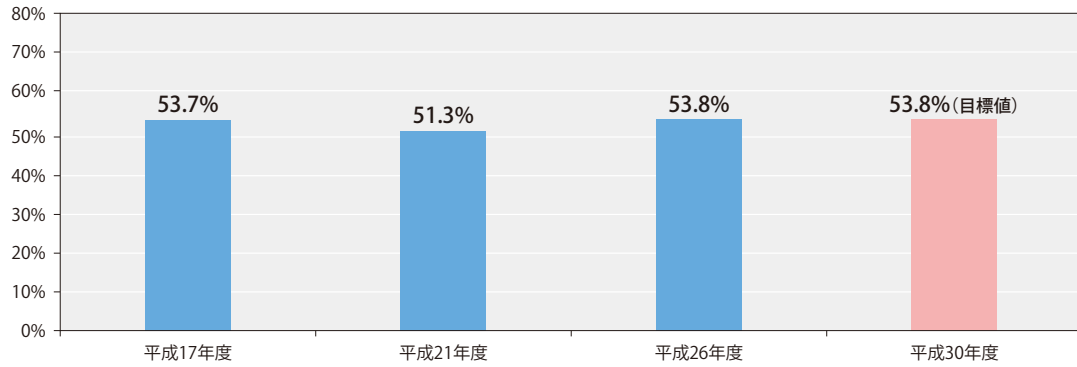
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
子育てをしやすいと感じる市民の割合	51.3% (H21)	70.0%	53.8% (H26)	53.8%

※各目標値については上越市第5次総合計画及び第6次総合計画の目標値と連動しています。

**(施策の方向)**

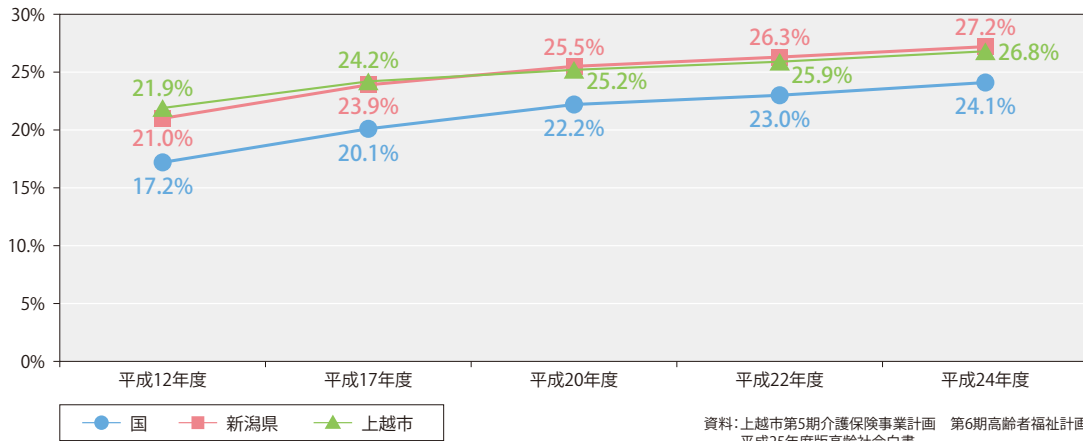
- 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実
- 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実

子育てをしやすいと感じる市民の割合



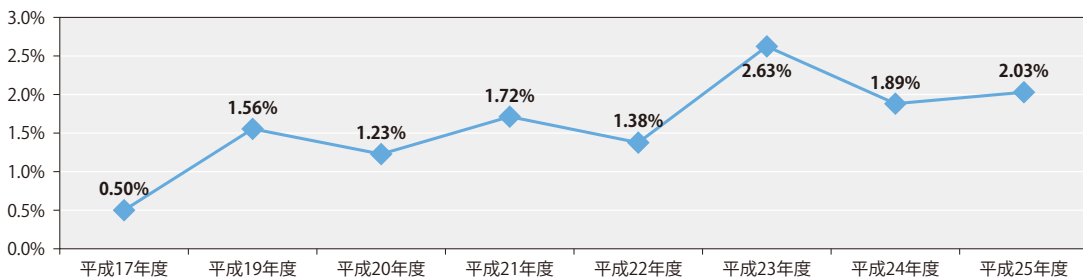
資料：上越市市民の声アンケート

高齢化率の推移



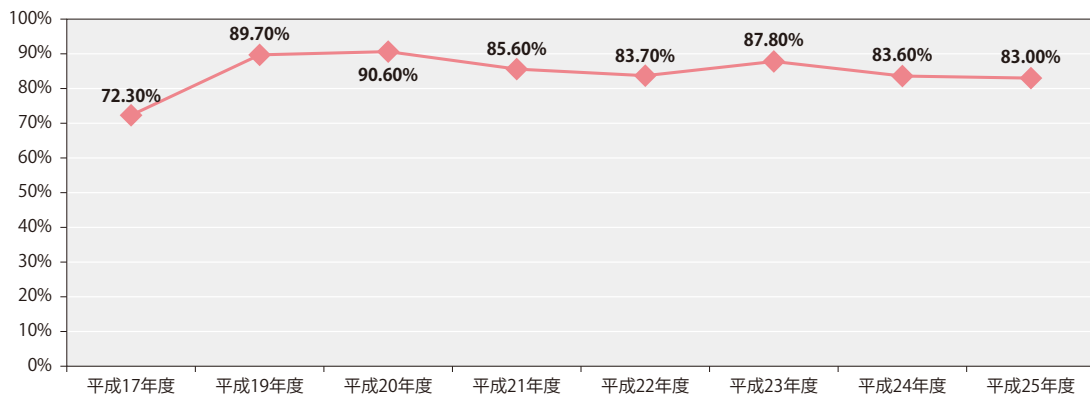
資料：上越市第5期介護保険事業計画 第6期高齢者福祉計画  
平成25年度版高齢社会白書

育児休業取得率の推移(男性)



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査

育児休業取得率の推移(女性)



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査

**分野1—基本目標3—重点目標1 生涯を通じた女性の心と体の健康支援**

女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた、健康上の問題があります。しかし、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)<sup>8</sup>の考え方が認識されてこなかったため、女性の健康は、子どもを産み、育てるという観点から、主に妊娠、出産、授乳期を中心に捉えられ、生涯を通じて重要な問題であるとの認識が普及していませんでした。女性が自分の身体の状況について知り、自らの判断で今後を決定することは、女性の人権を尊重する観点からも重要な視点となります。そして、この問題は男性も含め社会全体で認識していかなければなりません。

生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導の取組が必要となります。

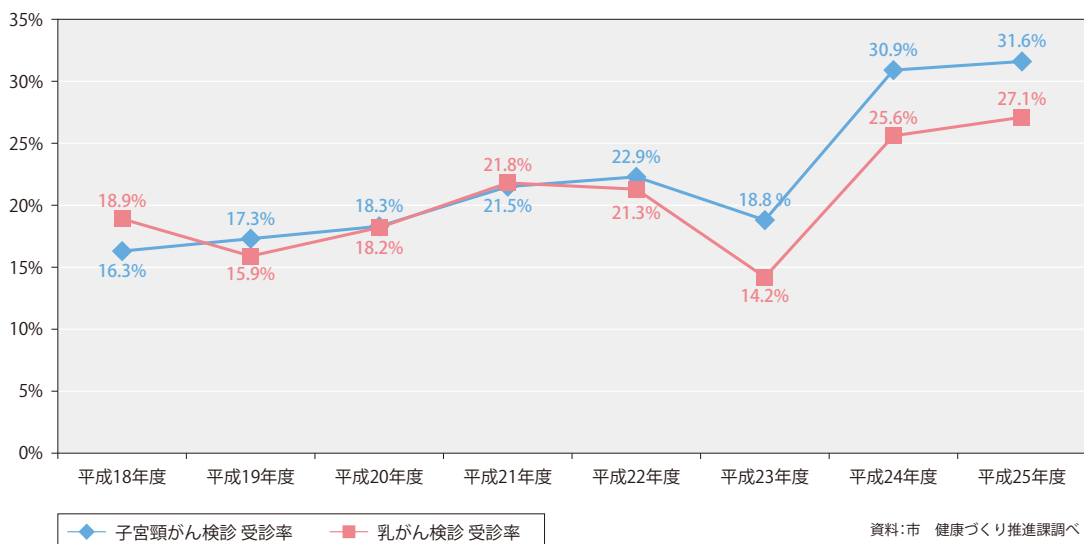
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
子宮頸がん検診の受診率	21.5% (H21)	25.0%	31.6% (H25)	50.0%
乳がん検診の受診率	21.8% (H21)	25.0%	27.1% (H25)	50.0%

※H24から対象者年齢を69歳以下に変更しています。

**(施策の方向)**

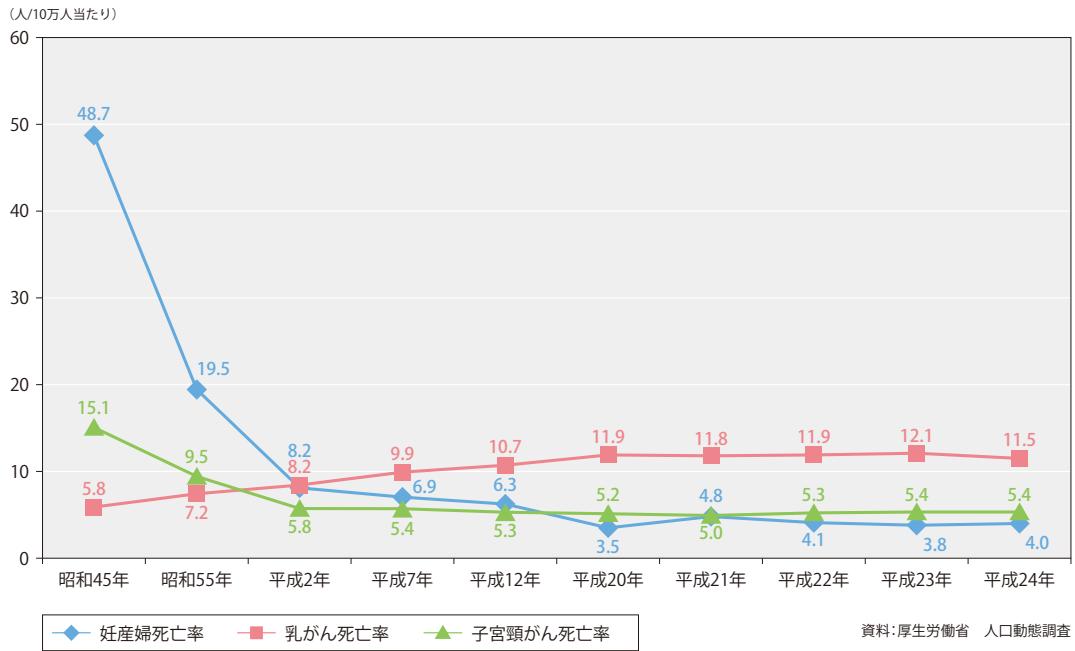
- 生涯を通じた女性の健康保持
- 健康相談の充実

**上越市における各種検診の受診者数の推移**



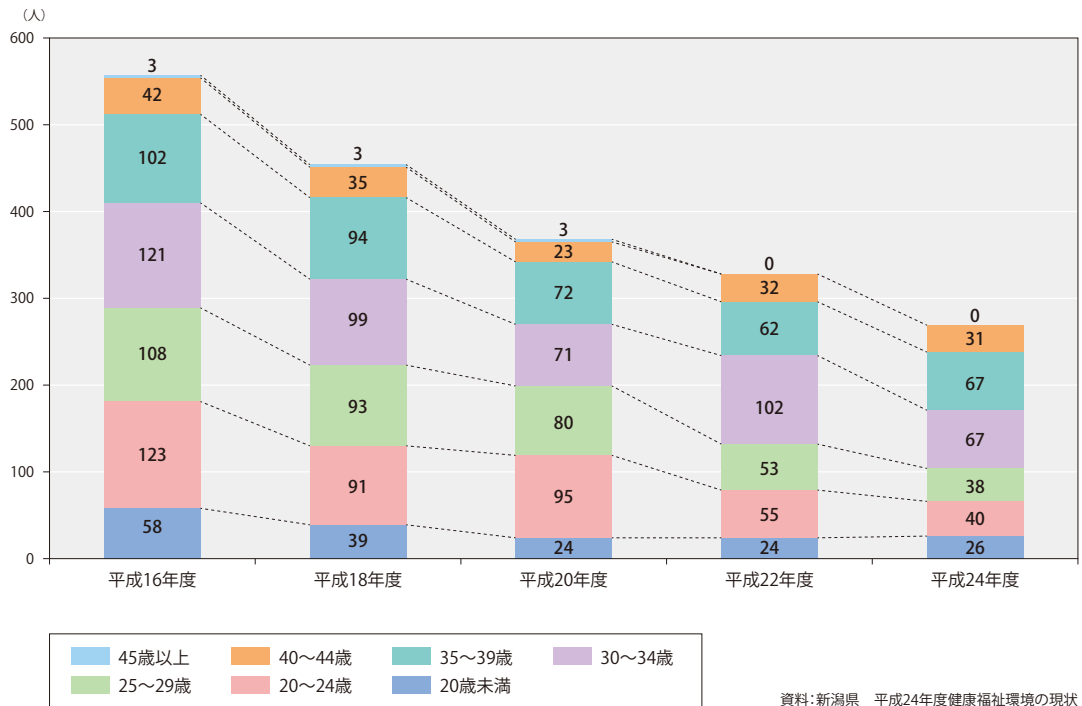


妊産婦及び悪性新生物による女性の死亡率(人口10万人に対して)



※縦軸の単位は、死亡原因の内訳の数字が小さいため、「人口10万人当たりで各死因により死亡する人の率」で表しています。  
 (例:昭和45年の妊産婦死亡率は人口10万人に対して48.7人となります。)

上越市における人工妊娠中絶年代別人数



分野1—基本目標3—重点目標2 女性の能力発揮への支援

今まで女性は、男性の補助的な役割という固定観念に捉われていたため、自身の能力を発揮できる場への登用に恵まれないことが多くありました。

これらは、多くの女性が出産期に離職して、子育てを終えた段階で再就職を希望するため、時間的な制約でフルタイムでの勤務が困難であったり、フルタイムであっても離職期間があるために、在職年数や経験が男性より乏しくなることが大きな原因の一つと考えられます。

そこで、労働環境の見直しを推進し、出産や育児等にも継続して働けるなど希望する就労形態で働けるように環境を整備するとともに、やむを得ず離職し再就職が必要になった場合においても、経験不足を埋めるために、技術や知識の取得を目指し専門性の高い能力を備える学習機会や情報の提供を行い、その能力が発揮できる社会を目指します。

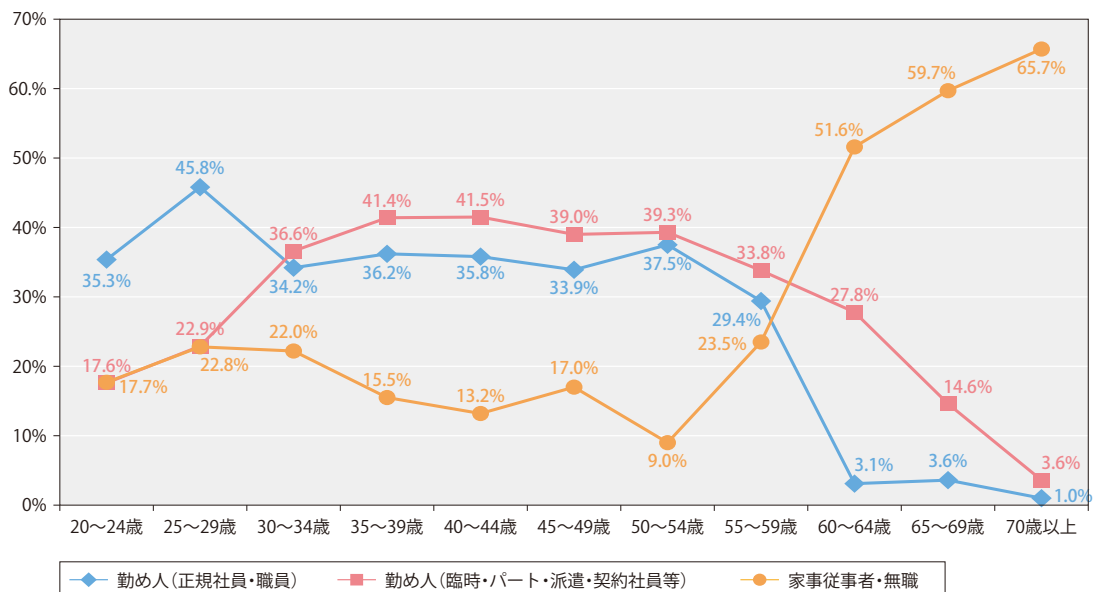
また、女性の能力を発揮する場は、職場だけに限られるものではありません。少子高齢化が進み担い手が不足していく中、町内会を始めとする地域活動、NPO活動やボランティアなどの市民活動などあらゆる場面における問題の解決や活性化のためには女性の参画が必要不可欠であり、女性の能力が発揮できるよう支援を行います。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
スキルアップに関する講座の年間受講者数	41人 (H21)	45人	66人 (H26)	50人

(施策の方向)

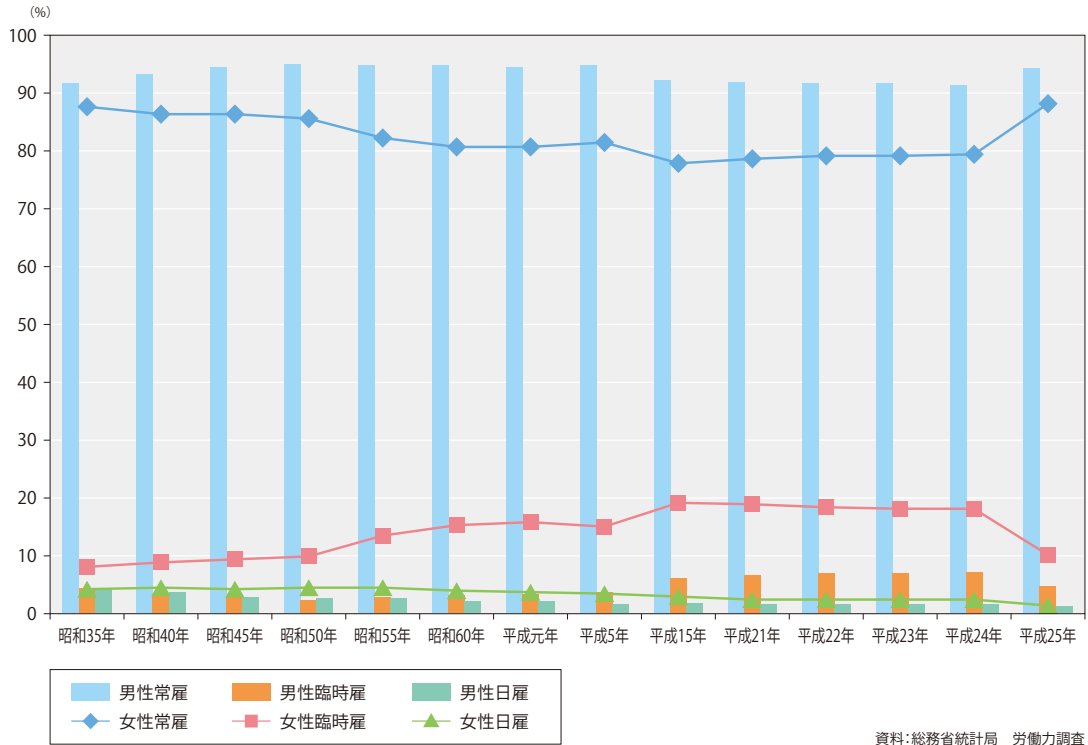
- 女性の人材育成に向けた各種講座の開催
- 女性の再就職への支援

女性の職業状況



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

雇用形態別雇用者数の推移(非農林業)



**分野1ー基本目標3ー重点目標3 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画**

厚生労働省が発表した「平成25年度雇用均等基本調査」によると、係長相当職以上の役職に女性が就いている民間企業の割合は、全体の68.8%と平成21年度と同調査66.9%から1.9%の上昇が確認されています。しかし、この係長相当職以上に占める女性の割合は9.0%と前回調査8.0%から1.0%上昇しましたがまだまだ低い状況です。

女性の登用が少ない理由として平成21年度調査と同様に「必要な知識、経験、判断力を有していない」「管理職に就くまでの経験が少ない」「勤続年数が短く、管理職になる前に退職する」などがあげられ、結婚、出産に伴う離職が主な原因として考えられます。また、「家庭責任を負っているため」、「責任ある仕事に就けられないため」、「仕事がハードで女性には無理」という性別で判断されている意見も若干見受けられます。さらに、上越市内の企業に対し実施した「企業アンケート」においては、「女性に時間外労働や、深夜労働はさせにくい」「女性自身が昇進、昇格を望まない」といった回答もありました。市民意識調査では、学校教育の場における男女の平等感是比较的高いものの、地域においては「女性自身が責任ある地位につきたがらない」、「家事・育児が忙しく、地域活動に専念できない」などの回答が多いほか、「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」との回答が前回調査より増加するなど、市民意識が向上していない実態が明らかとなりました。

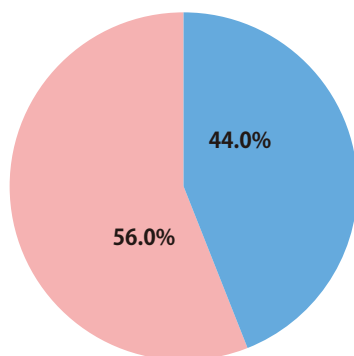
また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、職場だけでなく、町内会やNPOなどの地域・市民活動も含め、女性の参画をあらゆる分野において進め、男女を問わない人材の活用による多角的な視点からの考えを導入する必要があります。男性も女性も平等に役割を担える体制を整えるとともに、性による区別なく一人の個人として判断し登用することが求められています。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
管理職に女性を登用している民間企業の割合	38.0% (H22)	現状値より 向上	44.0% (H26)	現状値より 向上

**(施策の方向)**

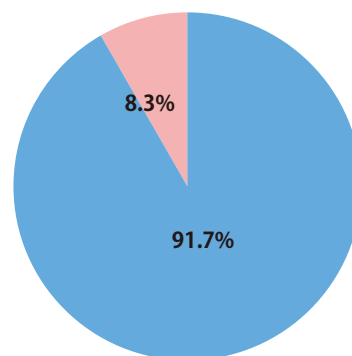
- 女性人材の情報収集、整備、提供
- 女性の参画情報の調査、公表

**管理職に女性を登用している企業の割合**



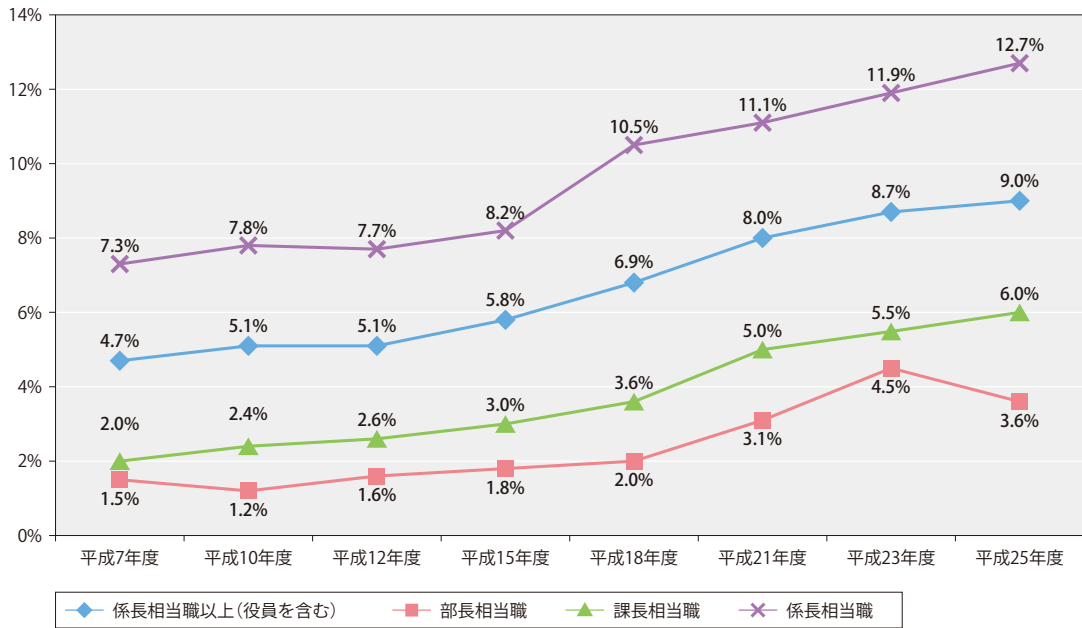
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

**管理職に占める女性の割合**



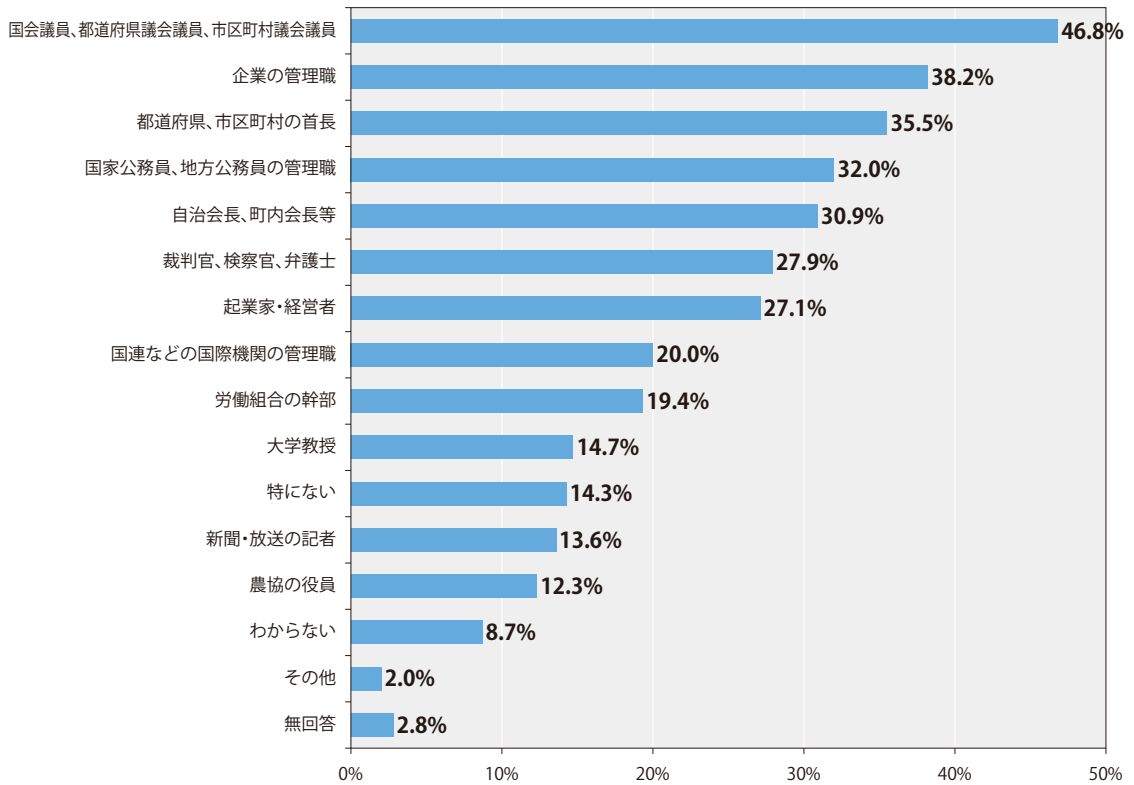
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

民間企業の管理職に占める女性の割合



資料：厚生労働省 平成25年度雇用均等基本調査

女性の進出を望む職業や役職



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

**分野1—基本目標4—重点目標1 男女共同参画推進センターの充実**

男女共同参画推進センターは、名称どおり男女共同参画を推進するための拠点施設です。センターでは、男女共同参画について周知を図るための啓発講座や、実践講座の実施、関連図書の貸出しや、悩みを抱える市民を対象にした女性相談事業などを行っています。

また、男女共同参画の実現に寄与する団体の活動を支援するため、団体をセンターに登録し、研修会の案内や各種情報提供も行っています。なお、センターが実施している各種講座の開催や情報紙の発行については、登録団体との意見交換を図ることで市民の意見を反映した事業を実施しています。また、地域における普及、啓発活動の一環として、男女共同参画サポーター<sup>5</sup>制度を開始し、研修会や講座への参加を促すなどの働きかけを通して、男女共同参画の一層の推進に向け取組を進めているところです。

しかしながら、男女共同参画推進センターという施設を知っている市民は全体の39.0%、また活動内容まで知っている市民に至っては11.4%と、前回調査と比較し、認知度は上がっているものの広く市民に認知されているとは言えない現状です。

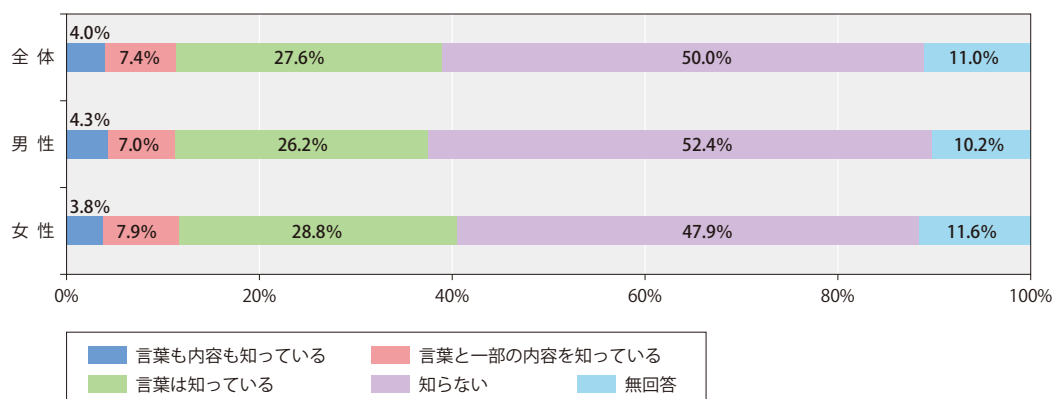
男女共同参画推進センターが市民の活動の拠点施設としてより一層活用されるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、登録団体やサポーターとの連携を強化しながらセンター事業の充実を図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
男女共同参画推進センター登録団体数	22団体 (H22)	26団体	21団体 (H26)	30団体

**(施策の方向)**

- 男女共同参画に関する情報発信の強化
- 登録団体への支援

**上越市男女共同参画推進センターの認知度**



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

**分野1－基本目標4－重点目標2 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進**

行政の業務は市民生活に直結しています。多岐にわたる行政の部署が男女共同参画の考えを意識して業務を遂行することにより、市民生活のあらゆる分野に波及することも可能となります。

また、民間企業のモデルとなるよう、行政が率先して男女共同参画を推進することも大きな役割です。しかしながら、職員アンケートの結果では業務を進める上で男女共同参画の考えを意識していると回答した職員の割合が低下する結果となり、男女共同参画について正しい認識を持つことが急務となっています。

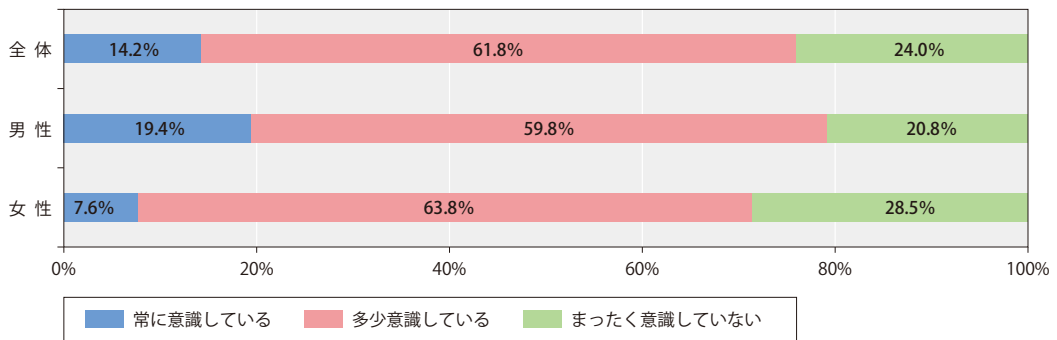
そのためにも、あらゆる役職、職種向けの研修会を充実させるとともに適宜、通達や情報提供を行うなど、職員一人一人の意識啓発を進めることで、男女共同参画の考えを取り入れた業務の遂行に努めます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合	77.7% (H22)	現状値より 向上	75.9% (H26)	前回調査値 より向上

**(施策の方向)**

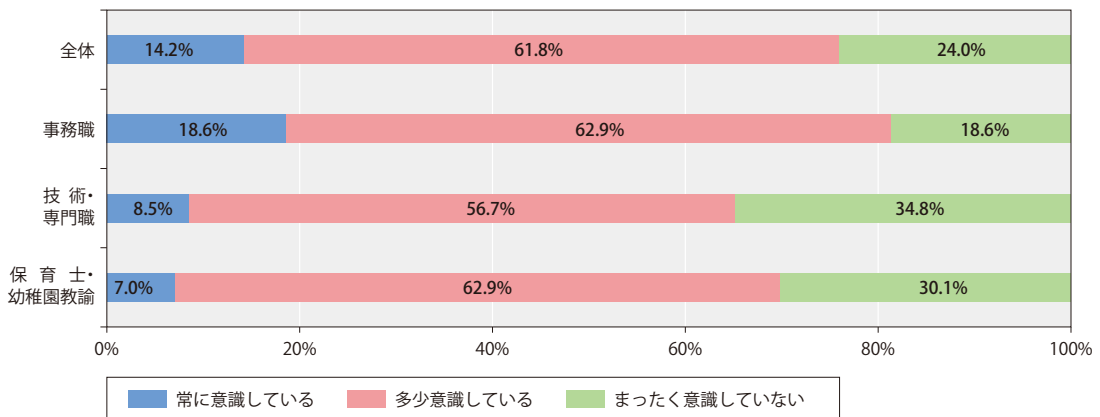
- 市職員への研修会の実施
- 男女共同参画の視点に立った施策の徹底

**業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合(男女別)**



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

**業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合(職種別)**



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

**分野1ー基本目標4ー重点目標3 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大**

女性の関心事項を始めとして、市の政策・方針を協議する段階から男性と女性の意見を均等に聞けるよう参画の機会を確保することは、多様な意思があらゆる場での方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することになります。それは、同時に男性・女性共に責任を担うことも必要になるということです。

そのために、市では市の施策・方針決定過程へ女性の参画を積極的に進めており、平成14年3月に制定した「上越市男女共同参画基本条例」において、審議会委員の男女比を同数にするクォータ制<sup>12</sup>を導入して以降、女性の意見を積極的に取り入れてきました。しかしながら、平成22年以降は女性登用率の低下傾向が続いており、今後は登用率の向上に向けた具体的な取組が必要です。

また、この条例に基づき女性職員の職域の拡大及び積極的な登用を図るとともに、性別に関わりなく均等に研修を受けることができるよう配慮することとしています。

市民の半数は女性であり、市の政策決定の場に多くの女性が参画し、男女共同参画の視点、発想が生かされることは、より市民のニーズを取り入れた市政の執行につながるものとなります。このため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、公募委員への女性の応募を促すなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）<sup>10</sup>を講じていくことで女性登用率の向上に努めます。

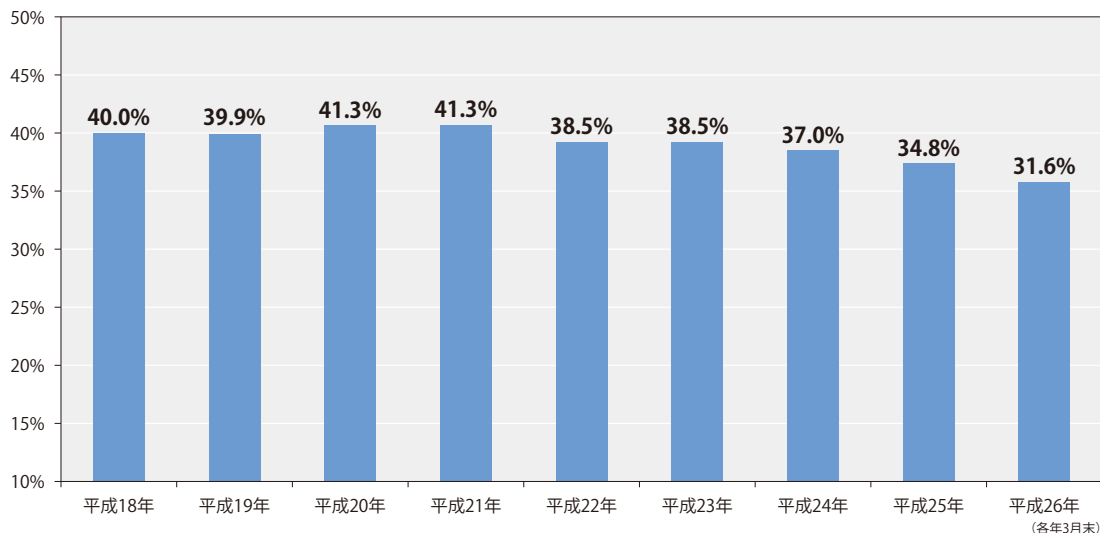
指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
市の審議会等の女性登用率 <sup>(※注1)</sup>	38.5% (H21)	50.0%	31.6% (H25)	50.0%
女性委員を含む審議会等の設置率 <sup>(※注2)</sup>	92.3% (H21)	100.0%	94.8% (H25)	100.0%

(※注1) 委員が充職や公選等で市が選任不可能の場合を除いた女性登用率は前回調査値(H21)で43.7%、現状値(H25)で36.3%となります。  
(※注2) 委員が充職や公選等で市が選任不可能の場合は除く。

**(施策の方向)**

- 市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進
- 女性職員の積極的な登用

**各種審議会等委員の女性登用率の推移**



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ



**分野2－基本目標1－重点目標1 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発**

配偶者間の暴力、セクシュアル・ハラスメント<sup>13</sup>、ストーカー、痴漢行為などの行為は、いかなる理由があろうとも認めることはできません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。

また、近年結婚していない男女間の暴力、いわゆる「デートDV」も問題視されています。平成23年度の内閣府調査によると、10代または20代の頃に交際相手から暴力などの被害を受けた経験があるかとの質問に、20代女性の23.4%が被害の経験があると回答し、50代、60代以上の女性と比較し、大きく増加しています。更に、10代から20代の頃に交際相手から何らかの被害を受けたことがある女性のうち、23.3%およそ4人に1人がその行為によって命の危険を感じたことがあると回答しています。これらのことから、若年層にも男女間の暴力などに関する正しい理解と認識を促す必要があります。

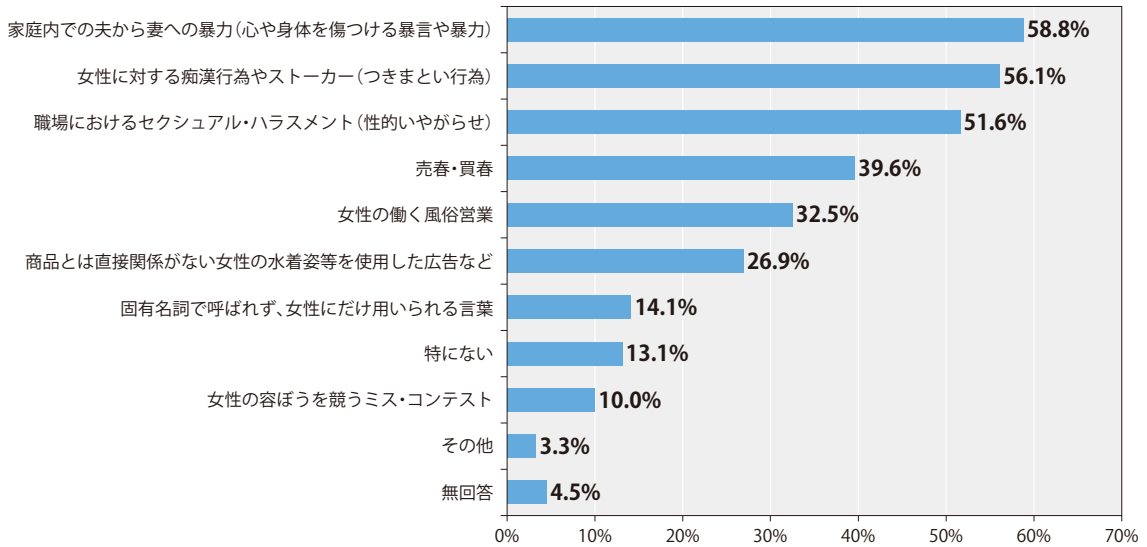
全ての男女の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりが今後ますます重要となっています。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	51.1% (H22)	53.1%	58.8% (H26)	66.0%

**(施策の方向)**

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発
- セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発

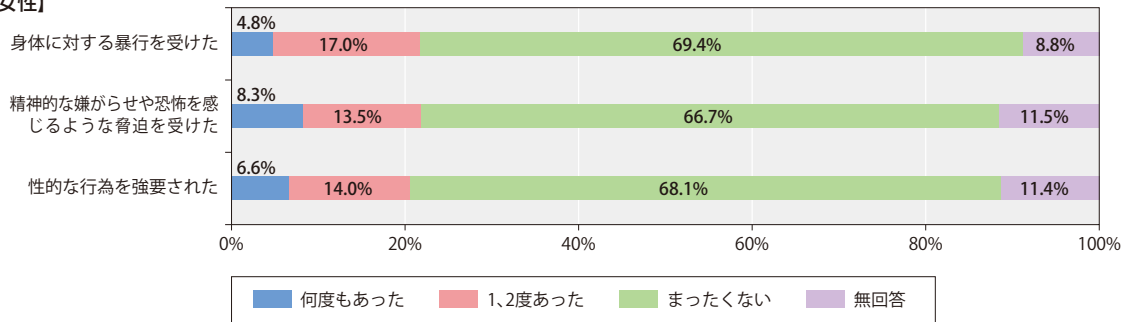
**女性の人権が侵害されていると感じる行為**



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

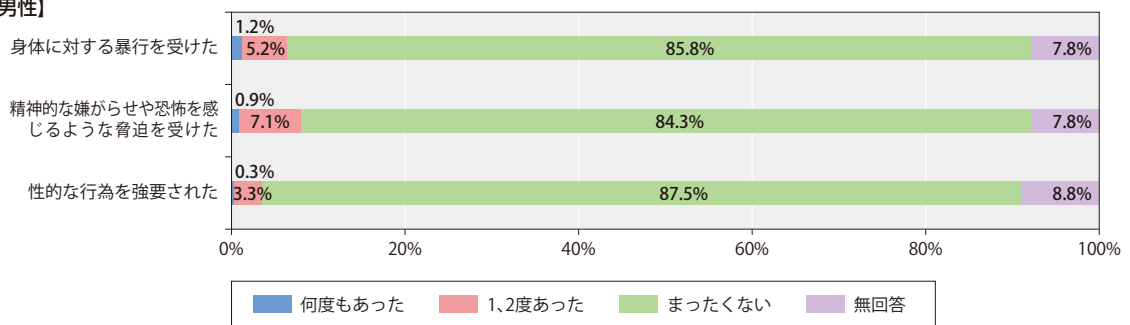
### 夫婦間の暴力

#### 【女性】



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

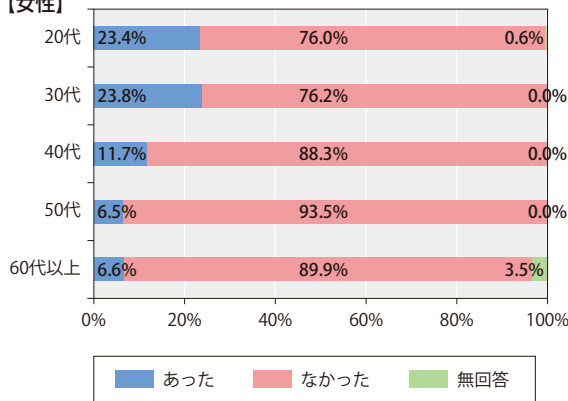
#### 【男性】



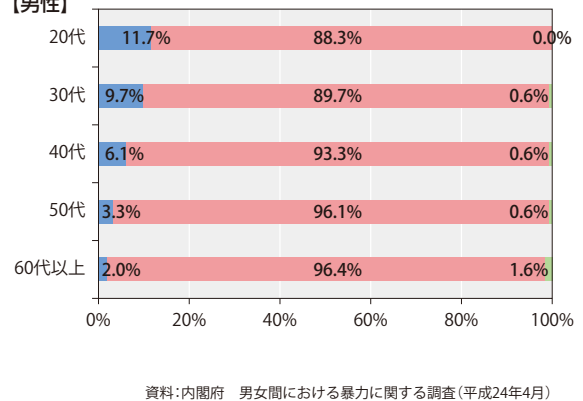
資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

### 10代・20代の頃に交際相手から暴力を受けた経験

#### 【女性】



#### 【男性】



資料：内閣府 男女間における暴力に関する調査(平成24年4月)

### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、左記のとおり「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

分野2ー基本目標1ー重点目標2 相談窓口の充実

相談窓口には不安を抱えながら相談に訪れる人が多いため、被害者にとって安全を第一に考え、迅速に対応する必要があります。

平成25年度の当市における女性相談件数は延べ2,582件と年々増加傾向にある中、新潟県警察本部が実施している「女性被害110番」の認知度は50.0%と前回調査と比べ高まっている一方で、市の女性相談窓口の認知度はわずか18.1%にとどまっている現状があります。

このため、相談機関の存在を知らず悩みを抱え込んでいる方々がまだ潜在していることも考えられます。

また、女性が抱える問題は、配偶者からの暴力のみならず、経済、職業・就労、結婚・離婚問題など多岐にわたり、さらに複数の問題を抱えている場合も多く、相談員には相談者へのアドバイスや専門部署との連絡調整等、迅速かつ適切な判断が求められます。

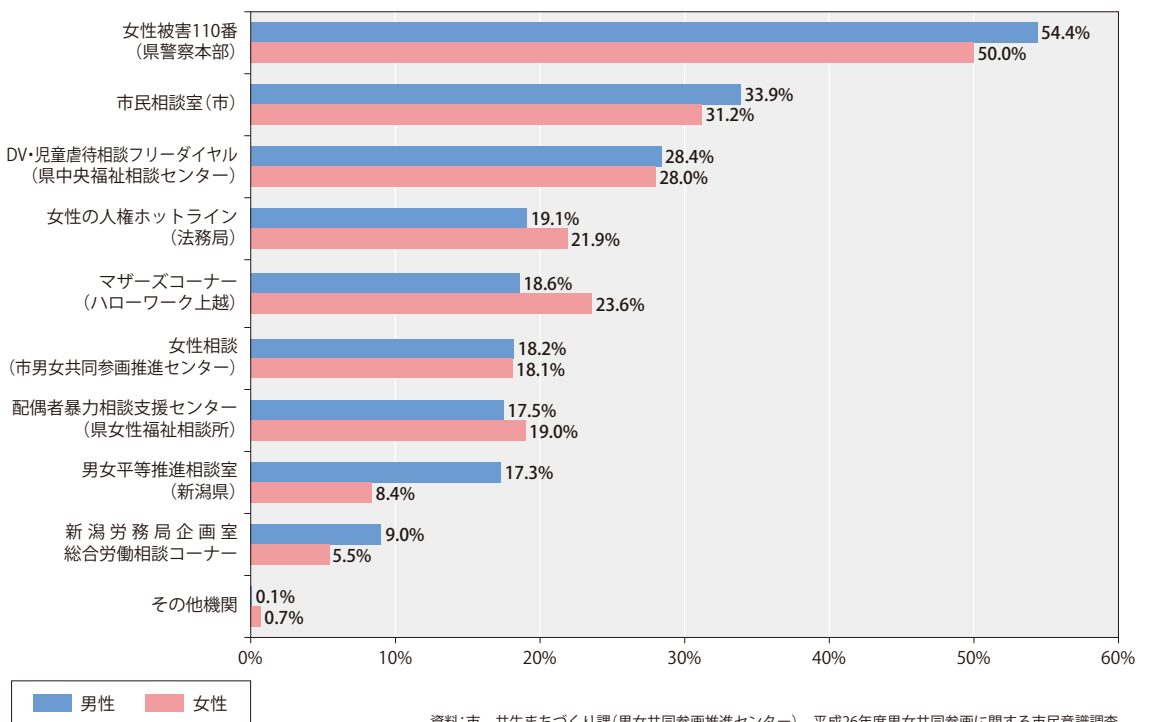
このため、市役所内の関係部署との定期的な情報交換に加え、県や警察などの機関と情報交換を行うことが、被害者への支援がスムーズに行われることにつながることから、関係機関との連携強化に努めるとともに、女性が抱える様々な問題に対応する相談窓口の周知と、相談に携わる職員のスキルアップを図ります。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
市女性相談の認知度	19.3% (H22)	30.0%	18.1% (H26)	40.0%

(施策の方向)

- 女性相談事業の充実
- その他相談機関との連携

女性に関する相談機関の認知度



**分野2—基本目標2—重点目標1 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護**

配偶者からの暴力の多くは家庭内で起こり、被害者は加害者からの報復や世間体が悪くなることを恐れ、他人へ救済を求めることを躊躇するなど、外部から発見することは困難な状況にあります。

DV防止法では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければならないと、医師その他医療関係者については、通報することができることと規定されています。被害者の安全を確保するためには、周囲からの情報も大切であり、配偶者からの暴力防止に関する理解を深めるための啓発を行う際には、通報の趣旨や重要性について十分周知に努める必要があります。

また、配偶者から暴力を受けた被害者は、身体的、精神的な傷を負っていることが多く、身の安全確保を最優先に行う必要があります。相談中、保護施設への輸送中など、加害者からの追いかかけが懸念される場合は、絶えず相談員も注意を払わなければなりません。

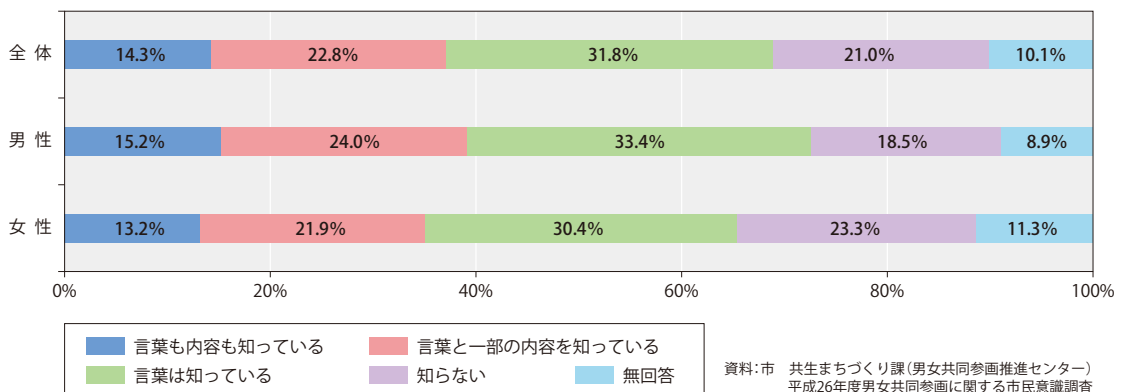
さらに、個人情報の面では被害者に関する情報管理も細心の注意を払う必要があります。住民票や子どもの学校から滞在地が判明しないように、個人情報を扱う部署も徹底した情報の管理及び連絡体制が求められます。

指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知度	33.1% (H22)	40.0%	37.1% (H26)	50.0%

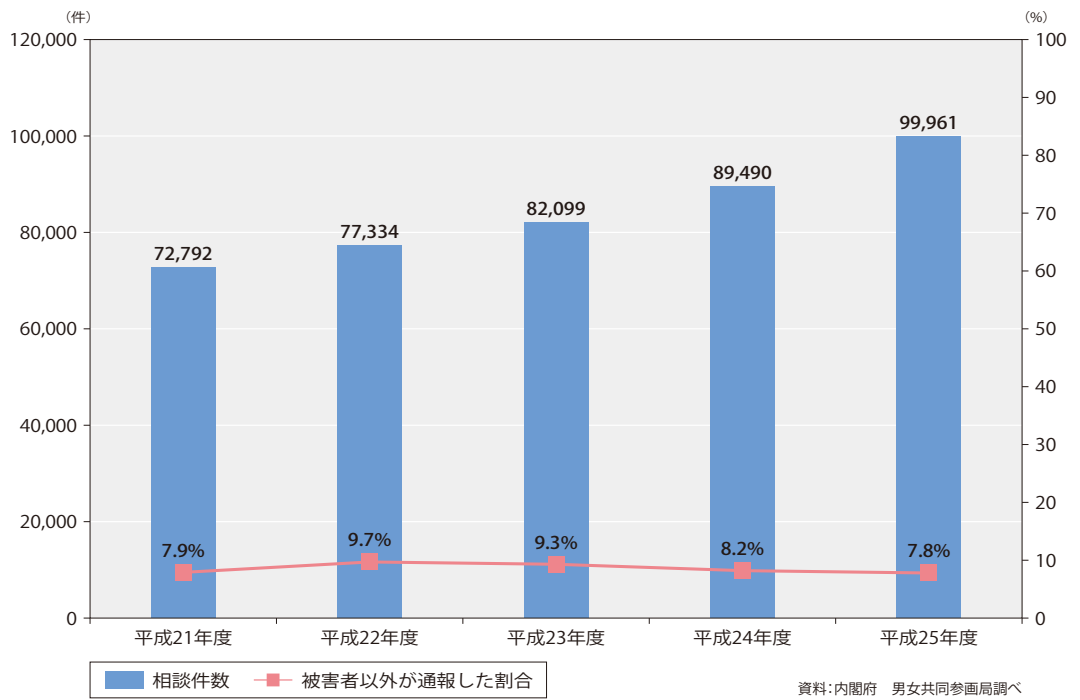
**(施策の方向)**

- 制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進
- 被害者への安全確保のための情報提供

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知度**



配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について



**分野2—基本目標2—重点目標2 自立への支援**

一般的に女性は男性と比べ収入が低いことが多く、配偶者からの暴力による被害者への対応では生活再建のための支援が不可欠です。

被害者には心のケアをはじめ、住居の確保、自立のための安定した収入の確保など様々な支援が必要です。状況に応じた支援を有効に活用することも自立への手段となります。

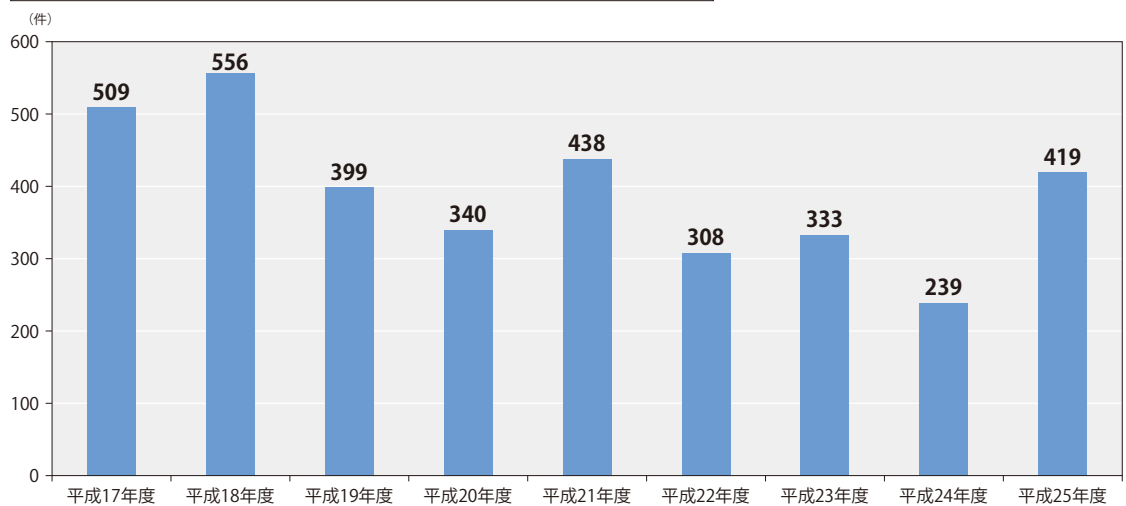
また、被害者への支援と同時に、子や親、兄弟などの親族に対する支援も必要となる場合があります。特に子どもは家庭環境の変化や学校の転校等、生活環境が大きく変わることにより精神的にも不安定になることも考えられ、ケースに応じた柔軟な対応も大切です。

なお、自立への支援はその成果を測る目標値を定めることが困難なことから、指標を設けず相談者に必要な支援の情報を的確に提供することを目標とします。

**(施策の方向)**

- 生活再建の支援
- 同伴者への支援

**配偶者からの暴力に関する市女性相談への相談件数の推移**



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

## 2. 基本計画の達成目標

本計画では計画の進捗状況を点検・評価するため、重点目標に加え、計画全体の目標を定めます。

分野	指標項目	前回調査値 (H22)	中間目標 (H26)	現状値 (H26)	後期目標 (H30)
男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感	31.3%	35.5%	29.2%	39.0%
配偶者からの暴力防止・被害者支援	過去4年間に配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合	30.4% <sup>(※注)</sup>	現状値より減少	40.7% <sup>(※注)</sup>	前回調査値より減少

(※注) 前回調査値、現状値は、期間を定めずに配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合。

# 第6章 計画の推進

男女共同参画社会の実現を目指すためには、行政が中心となって関連施策を展開させることはもとより、老若男女全ての市民、事業者及び地縁団体等が、それぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切です。そして、相互に理解を深めながら共に目標に向かって着実な歩みを進めます。

## 1. 庁内推進体制の整備・充実と連携強化

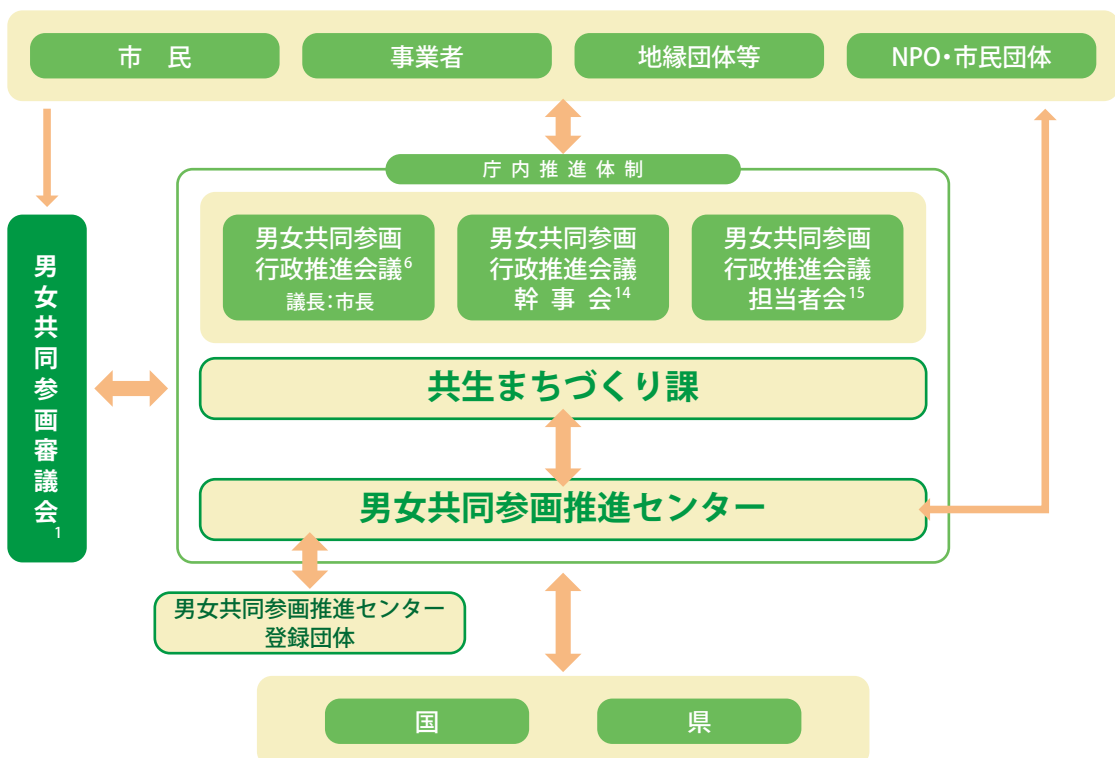
本計画の実施にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

## 2. 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働

行政だけでなく地域全体で男女共同参画社会の実現を目指す必要があることから、市民・事業者・関係団体との連携・協働を図ります。

## 3. 関係機関との連携強化

国・県をはじめとする関係機関との連携強化を図り、各施策の実施に当たっては、それぞれの実施主体が中心となり、関係機関が必要に応じて連携・協力しながらより効果的となるよう努めます。



# 参考資料

## 男女共同参画に関する国内外及び市の取組

年	世界(国連)	国
1975年(昭50)	・国際婦人年(目標:平等・開発・平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催
1976年(昭51)	・国連婦人の10年(～1985)	
1977年(昭52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館
1979年(昭54)	・「女子差別撤廃条約」採択	
1980年(昭55)	・国連婦人の10年中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	
1981年(昭56)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定
1985年(昭60)	・国連婦人の10年最終年世界会議(ナイロビ) ・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准
1986年(昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行
1987年(昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990年(平 2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年(平 3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定
1992年(平 4)		・「育児休業法」施行
1993年(平 5)	・世界人権会議(ウィーン)「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)	
1994年(平 6)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置
1995年(平 7)	・第4回世界女性会議(北京) ・北京宣言及び「2000年までの行動要領」採択	・「育児・介護休業法」施行(介護休業制度の法制化)
1996年(平 8)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年(平 9)		・男女共同参画審議会設置
1998年(平10)		
1999年(平11)		・「(改正)男女雇用機会均等法」施行(女性に対する差別の禁止が努力義務から禁止規定に) ・「男女共同参画社会基本法」施行
2000年(平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定
2001年(平13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間
2002年(平14)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催
2003年(平15)		・「次世代育成支援対策推進法」施行
2004年(平16)		・「(改正)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
2005年(平17)	・第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択	・「(改正)育児・介護休業法」施行(育児休業の取得期間の拡充) ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「少子化・男女共同参画担当大臣」新設
2006年(平18)		
2007年(平19)		・「(改正)男女雇用機会均等法」施行(性差禁止の範囲拡大、セクハラ対策の強化) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008年(平20)		・「(改正)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(市町村に対し配偶者からの暴力防止・被害者保護の実施に関する基本計画の策定を努力義務化)
2010年(平22)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「(改正)育児・介護休業法」施行(短時間勤務制度の義務化、父親の育児休業制度の拡充) ・「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011年(平23)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足	
2012年(平24)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定
2013年(平25)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定
2014年(平26)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「(改正)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となる) ・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。
2015年(平27)		



新潟県	上越市	年
		1975年(昭50)
		1976年(昭51)
		1977年(昭52)
		1979年(昭54)
		1980年(昭55)
		1981年(昭56)
・「新潟県婦人対策の方向」を策定		1985年(昭60)
		1986年(昭61)
		1987年(昭62)
		1990年(平 2)
・新潟県女性問題協議会設置		1991年(平 3)
・「にいがたオアシス女性プラン」策定(「新潟県婦人対策の方向」改定)		1992年(平 4)
・新潟県女性財団設立	・女性政策行政推進委員会設置	1993年(平 5)
	・「男女共同参画社会の形成に向けての意識調査」実施	1994年(平 6)
	・「上越市女性行動計画」策定 ・女性ネットワークグループ開設 ・女性政策推進委員会設置	1995年(平 7)
・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・新潟県女性センター開設	・「男女平等教育研究会」設置(2年間)	1996年(平 8)
		1997年(平 9)
	・「地域・慣習ジェンダー研究会」設置(2年間) ・女性政策情報誌「カスタネット」創刊	1998年(平10)
	・「姉妹都市女性サミット」開催	1999年(平11)
	・「上越市女性フォーラム」開催(7月) ・「上越市女性映画祭」開催(9月)	2000年(平12)
・「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定	・「上越市男女共同参画基本条例制定検討委員会」設置(1月) ・「男女共同参画推進センター」設置(3月) ・「男女共同参画都市宣言」(9月)	2001年(平13)
・新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例(制定)(3月) ・男女平等社会推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設	・「上越市男女共同参画基本条例」制定(3月) ・「上越市男女共同参画基本計画」策定(3月) ・「男女共同参画審議会」設置(5月) ・男女共同参画推進本部・内閣府共催「男女共同参画宣言都市奨励事業記念式典」開催(6月)	2002年(平14)
	・「DV防止庁内連絡会議」設置(2月) ・男女共同参画地域推進員設置(46人)	2003年(平15)
		2004年(平16)
	・「上越市男女共同参画基本計画(改訂版)」策定(3月) ・合併記念事業「上越市男女共同参画フェスタ」開催(6月)	2005年(平17)
・新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)策定 ・ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)登録制度開始 ・新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画策定	・「地域における男女共同参画」発行(2月) ・男女共同参画地域推進員を全区に配置(108人)(10月) ・「全国男女共同参画宣言都市サミットinじょうえつ」開催(11月)	2006年(平18)
・「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施		2007年(平19)
	・「上越市男女共同参画基本計画(後期改訂版)」策定(3月)	2008年(平20)
		2010年(平22)
	・「上越市第2次男女共同参画基本計画」策定(3月) ・「上越市男女共同参画推進センター」の愛称を「ウィズじょうえつ」とする。(3月)	2011年(平23)
		2012年(平24)
・「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定	・男女共同参画サポーター設置(6月)	2013年(平25)
		2014年(平26)
	・「上越市第2次男女共同参画基本計画(後期改訂版)」策定(3月)	2015年(平27)



## 上越市男女共同参画基本条例

平成 14 年 3 月 29 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 男女共同参画の促進に関する基本方針等（第 10 条・第 11 条）

第 3 章 男女共同参画の促進に関する施策等（第 12 条—第 21 条）

第 4 章 男女共同参画審議会（第 22 条—第 26 条）

附則

女性と男性は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在である。しかし、社会的文化的に作られた性差はあらゆる場面においてこれを妨げてきた。

1975 年の「国際婦人年」をきっかけに、真の男女平等を目指す世界のうねりは、日本国内において進められてきた取組にも様々な影響を与えてきた。上越市では、1995 年に「じょうえつ女性アクションプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて新たな取組を進めてきた。しかし、いまだに性別による固定的な役割分担意識とそれに起因する社会慣行が見られ、男女の自立や多様な生き方を阻害する幾つかの課題が残されている。

上越市は、21 世紀の幕開けに当たり、理想とする新たな都市像の一つとして「ヒューマン都市」を掲げて男女が共に社会に参画することの大切さを確認し、「男女共同参画都市」を宣言した。そして、今、私たちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、社会のあらゆる分野に共に参画できるまちを実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画について、

基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び地縁による団体その他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) クォータ制 市の政策又は事業者若しくは地縁による団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）の方針の立案及び決定に参画する男女の構成比について、あらかじめ目標を定める制度をいう。
- (3) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内で、クォータ制の採用等により、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画についての基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次の事項を基本理念として促進されなければならない。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接又は間接を問わず性別による差別的取扱いをなくするとともに、男女が個人として能力を発揮

する機会を確保すること。

(2) 生涯にわたる性と生殖に関する健康及び権利を尊重すること。

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの暴力的行為(心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を根絶すること。

(4) 市の政策又は事業者若しくは地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるようにすること。

(5) 男女が共に品位及び資質を高め、個人として能力を発揮できるように、男女平等の視点に立って社会における制度及び慣行を見直すとともに、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めること。

(6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活等を両立できるようにすること。

(7) 男女共同参画の促進が国際社会における取組と密接に関係していることを理解すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画の促進を市の主要政策の一つと位置付け、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、相互に協力して男女共同参画の促進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当

たっては、基本理念にのっとり、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるとともに、個人としての能力を適正に評価するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(地縁団体等の責務)

第7条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、その構成員の性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画できる体制その他男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、市が実施する男女共同参画の促進に関する施策に協力するものとする。

(禁止行為)

第8条 何人も、男女の人権を侵害する次の行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) 配偶者に対する暴力的行為

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、広く市民に提供する情報においては、次の表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識、配偶者に対する暴力的行為等を助長する表現及び連想させる表現

(2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の促進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の精神がいかされるよう配慮しなければならない。

2 市は、市の政策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう積極的格差是正措置を講ずるとともに、事業者及び地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう積極的格差是正措置が講ぜられるようにするものとする。

3 市は、男女共同参画の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民、事業者及び地縁団体等と積極的に連携して行うものとする。

(男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の促進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の促進に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上越市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

第3章 男女共同参画の促進に関する施策等  
(市における体制整備等)

第12条 市は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、

必要な体制を整備するとともに、法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 市は、別に条例で定めるところにより設置する男女共同参画推進センターを男女共同参画基本計画の推進及び男女共同参画の促進に関する市民の活動の拠点施設とするものとする。

(市におけるクオータ制の実施等)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関として置かなければならない委員及び委員会（以下「執行機関」という。）の委員を選任するときは、委員が男女同数（定数が奇数であるときは、男女の数の差が1人であることをいう。以下同じ。）となるよう配慮しなければならない。

2 市長及び執行機関は、それらの附属機関の委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するときは、委員その他の構成員が男女同数となるよう配慮しなければならない。

3 市長及び執行機関、ガス水道局並びに議会は、施策の策定及び実施に当たり会議等の機会を設けて市民等の意見を聴くときは、男女同数から意見を聴くよう配慮しなければならない。

4 議会は、その権限により執行機関並びに市長及び執行機関の附属機関の委員その他の構成員を推薦し、又は指名推選するときは、委員その他の構成員が男女同数となるよう配慮しなければならない。

5 任命権者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、職員を任用するときは、職員の男女の構成比に配慮するものとする。

6 任命権者は、女性職員の職域の拡大及び積極的な登用を図るとともに、職員が性別にかかわらず均等に研修を受けることができるよう配慮するものとする。

(社会環境の整備)

第14条 市は、女性の政治活動への参画が促進されるよう社会環境の整備に努めるものとする。

2 市は、事業者の事業活動及び地縁団体等の活動において、男女が平等に能力を発揮できるよう社会環境の整備に努めるものとする。

(男女共同参画に関する教育の振興等)

第15条 市は、幼稚園、小学校、中学校その他の学校及び保育所（以下「学校等」という。）において、男女共同参画の促進及び人権意識の確立に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校等において、教育又は保育に携わる女性の積極的な登用が配慮されるとともに、男女が平等に能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第16条 市は、男女共同参画の促進に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(広報活動の充実等)

第17条 市は、市民、事業者及び地縁団体等の男女共同参画に関する理解が深まるとともに、男女共同参画の促進に関する活動に対する意欲が高まるよう広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第18条 市は、市民、事業者及び地縁団体等の男女共同参画の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者の救済)

第19条 市は、第8条各号に掲げる行為に係る被害者を救済するため、関係機関との連携を図りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

(苦情の申出等)

第20条 市民は、市の施策が男女共同参画の促進を阻害すると認めるときは、その中止等必要な措置をとるべきことを市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適正に対応しなければならない。

(施策の実施状況の公表)

第21条 市長は、毎年、男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

#### 第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第22条 男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第11条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の促進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

(3) 男女共同参画の促進に関する施策の実施状況を監視するとともに、市の施策が男女共同参画の促進に及ぼした影響を評価すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女共同参画の促進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者

- (4) 地縁団体等の代表者
  - (5) 公募に応じた市民
  - (6) その他市長が必要と認める者
- (委員の任期)

第 25 条 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 26 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(男女共同参画基本計画の特例)

- 2 この条例の施行の際、現に審議会に相当する組織の意見を聴いて定めた男女共同参画基本計画に相当する計画があるときは、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、審議会への報告をもって、当該計画を男女共同参画基本計画とすることができる。

附 則 (平成 16 年条例第 202 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年条例第 12 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使

することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に



対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の

適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
    - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
    - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
    - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
    - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
  - 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に

参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに係る配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に公平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

## 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

## 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、

その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

**男女共同参画社会基本法**

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文  
第一章 総則（第一条—第十二条）  
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）  
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）  
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に

おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立的でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
- (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- (国民の理解を深めるための措置)
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- (苦情の処理等)
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
- (国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう

に努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三條―第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基

本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連

絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認める

ときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。



- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常

所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。  
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び

に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの

規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八條の二に規定する関係にある相手  
第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年六月二日法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年七月一日法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定（公布の日）
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定（平成二十六年十月一日）

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

最終改正年月日：平成二六年六月一三日法律第六七号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
  - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）
  - 第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条—第十三条）
  - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
  - 第一節 紛争の解決の援助（第十五条—第十七条）
  - 第二節 調停（第十八条—第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

#### (基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

#### (啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

## 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

### 第一節 性別を理由とする差別の禁止等

#### (性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生等の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

#### (性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

#### (女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関し、行う措置を講ずることを妨げるものではない。

#### (婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

#### (指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な

言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
  - 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。  
(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)
- 第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
  - 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

## 第三章 紛争の解決

### 第一節 紛争の解決の援助

#### (苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

#### (紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第

十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

#### (紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 第二節 調停

#### (調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

#### (調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

#### (時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

#### (訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

- 二 前項に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項又は第二項の規定によって作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。))と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

#### 第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必

要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三年五月一五日法律第七六号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定（「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法

律第五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるように努めべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成十年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七号第四項から第六項まで、第六十条、第六十三号、第六十四号並びに第二百二条の規定 公布の日

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第二百二十二条 第三百七十五条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であつて、この法律の施行の際第三百七十五条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）

第二百二十三条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第五十八条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三号において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又



はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の

改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年七月一一日法律第一一二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月一六日法律第一一八号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年五月三一日法律第五四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。  
（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年七月三一日法律第九八号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第八二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の四の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一

附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

## 上越市第2次男女共同参画基本計画の改訂経過

年 月	会 議 等 の 名 称	内 容
平成26年 4月	第1回男女共同参画審議会 第1回センター登録団体懇談会	基本計画改訂の方向性について 市民意識調査及び各種アンケート調査の内容検討 基本計画改訂の方向性について
平成26年 5月	男女共同参画に関する市民意識調査 事業所対象の意識調査 市職員対象の意識調査	
平成26年 7月	第2回センター登録団体懇談会	計画の改訂に向けて、実践している立場からの意見交換
平成26年10月	第2回男女共同参画審議会	市民意識調査等の結果について 基本計画改訂素案について
平成26年11月	男女共同参画行政推進会議 男女共同参画推進センター登録団体との意見交換 第3回センター登録団体懇談会 第3回男女共同参画審議会	基本計画改訂案について
平成26年12月	議会総務常任委員会【所管事務調査】	基本計画改訂案について
平成27年 1月	パブリックコメントの実施	基本計画改訂案の意見募集
平成27年 2月	第4回男女共同参画審議会 議会総務常任委員会【所管事務調査】	パブリックコメント後の基本計画改訂案について
平成27年 3月	計画策定	

用語解説

※No.は、本文中でその用語を使用している箇所付した番号を指す。

No.	用語	掲載ページ	解説
1	上越市男女共同参画審議会	3、10、13、43	<p>男女共同参画の促進を総合的かつ計画的に進めるのに必要な事項を審議するため、学識経験者や市民等で組織している。</p> <p>審議会では、男女共同参画に関する基本計画の策定に際し意見を述べるほか、市長の諮問に応じて重要事項の調査審議をすることや、施策の実施状況の監視や影響調査などを行う。また、男女共同参画の促進に関し市長に意見を述べるができる。</p>
2	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	4・11・19・24	<p>誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態を指す。</p> <p>仕事と私生活の両立を支援することで、業務効率を図り、生産性を高め、かつ優秀な人材の確保、モラル向上などをめざすもので、主に企業戦略として欧米の産業界で取り組まれてきた概念である。</p>
3	DV = ドメスティック・バイオレンス (配偶者やパートナー等からの暴力)	7・11・19・20	<p>配偶者や恋人など密接な関係にある、または密接な関係にあった人から振るわれる暴力。家庭内の出来事で被害が潜在することが多い。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。</p>
4	上越市男女共同参画地域推進員	10	<p>地域における男女共同参画の促進と推進や意識の高揚を図るため、平成15年度から小学校区ごとに推進員を委嘱し、研修会への参加や地域住民への広報・啓発の協力などを行っている。 (平成25年5月末で制度が廃止され、「男女共同参画サポーター」に移管)</p>
5	男女共同参画サポーター	10・34	<p>センター講座などへの参加を通して、男女共同参画についての知識や理解を深めながら、男女共同参画の理解者・協力者として、地域などにおいて自発的に市民などへの働きかけを行ってもらう市民公募型の制度。</p>
6	男女共同参画行政推進会議	10・43	<p>上越市において、市長、副市長、教育長、局長及び部長で構成し、市役所内の重要な会議として市長が議長となり、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策などについて協議するための組織。</p>

No.	用語	掲載ページ	解説
7	<b>性別で役割分担を固定する意識</b>	11・12・17・20・26	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
8	<b>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</b> (性と生殖に関する女性の健康・権利)	19・28	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
9	<b>アンペイドワーク</b> (無償労働)	19	賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護、ボランティア活動等を意味する。
10	<b>ポジティブ・アクション</b> (積極的改善措置)	19・36	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照。)
11	<b>ハッピー・パートナー企業</b> (新潟県男女共同参画推進企業)	25	新潟県が実施している事業。男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を登録し、その取組を支援している。
12	<b>クォータ制</b>	36	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。

No.	用語	掲載ページ	解説
13	<b>セクハラ = セクシュアル・ハラスメント</b>	37	相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、公の場へのわいせつな写真の啓示など、直接・間接を問わず様々な様態のものが含まれる。
14	<b>男女共同参画行政推進会議幹事会</b>	43	上越市において、市役所内の関係課長で構成し、男女共同参画推進会議の所掌事項の具体的な内容について協議及び検討するための組織。
15	<b>男女共同参画行政推進会議担当者会</b>	43	上越市において、市役所内の各課及び室の職員で構成し、男女共同参画推進会議で決定された事項を円滑に実施するための組織。





## 上越市第2次男女共同参画基本計画(後期改訂版)

---

平成27年3月発行

**発行 新潟県上越市**

上越市自治・市民環境部共生まちづくり課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>